

2月26日

○議長（玉利道満君） これから、本日の会議を開きます。

（午前8時59分開議）

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、23番、里山和子議員の発言を許します。

○23番（里山和子君） 登壇

おはようございます。ちょっと風邪がみでハスキーボイスになっておりますが、傍聴席の皆さん、朝早くからお疲れさまでございます。

日本共産党の里山和子です。私も今議会を最後に、市議会議員を引退することになりまして、新人の渡辺りえさん、30歳と交代することになりました。通算で6期20年間、市民の皆さんの要求や願いを議会に届け、約80回の一般質問をしたこととなります。堀議員と力を合わせまして、今議会では、できる限りの市政のチェック役に徹してきたこと、また、議会だよりあいら民報を10支部、始良南・北支部で合同で3,000枚から約5,000枚ぐらいを議会ごとに発行し続けて、市民の皆さんに市政の一端について一定のご理解をいただくために活動してまいりました。この20年間の間、旧町時代は各町長、市になっては笹山市長さんをはじめ、町、市当局の皆様方や議会の皆様方に大変お世話になりましたことに深くお礼を申し上げます。

また今回、同時に引退されます市職員、議員の皆様、大変お疲れさまでございました。私、これからも後継者ともども始良市政を見守り続けたいと思っていますところでございます。

さて今回、日本共産党始良市委員会が、始良市政に関するアンケート調査を行いましたところ、次のようなご意見が返ってきておりますので、その一端を少し読み上げてみたいと思います。

「国保税が高く感じます。私たちが年間約35万円です。びっくりです。その他に、ほかの市にも税金を払っているのがありまして大変です」「母子家庭世帯の子どもの医療費も子ども医療費の制度を優先して適用してほしいです。就学援助を手渡しでなく振り込みにしてほしいと思います。両方とも子どものプライバシー確保のためでございます」「若い人、50歳以下の結婚感の薄れているのを心配しております。婚活も盛んですが、男性の収入のなさ、もう少し給料を上げて男性に意欲を持てるようにしてほしい」これは直接市とは関係はないかもしれませんが、こういうご意見も来ております。

「住宅地などで街灯の少ないところが多くあります。通学路なのに危険です」「旧始良町のことしかわかりませんが、道が狭く曲がりくねった道も多いです。住宅地周辺の整備もお願いしたいです」「老人ホームみたいなところの待ち人が多いらしいけれども対策はとられているのか」「子どもが宝と思いい、モラルを持った大人に育てられる環境、人づくりが大切だと考えております。人が人として全て生きるものたちが共存・共栄できるってすばらしくないですか」「集客できる道の駅などをつくってほしい」「市民のニーズの優先順位を十分、研究、検討し予算の執行を図ってもらいたい」「鹿児島から移住したが、固定資産税がとても高い。何のメリットもない、おくらしている、全てにおいて保守的である」「年寄りからは税金は少な目に取ってほしい」「始良市は住みにくい。税金は高いが町並

みは汚いし景観もよくない。夏はどぶが臭いし、商店街を整備すべきである」「国保税が高い。3町合併であるのでバランスのとれたインフラ整備をしてほしい」「若い世代の雇用、未来ある子どもの子育て支援の充実に力を入れてほしい」その一端をちょっとご紹介いたしました。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

まず1番目に、小中学校の普通教室にクーラーの設置をとということです。これまでも何回か、四、五回取り上げてきたと思いますが、鹿児島県の夏は暑い上に桜島の降灰の回数もふえてきており、蒸し風呂のような教室で子どもたちは学習しております。

地震や津波、桜島の大爆発の際、市内の小中学校は避難所にもなると思いますが、冷暖房設備はそのときも大いに役立つことと思います。重富中学校で生徒の皆さんに「里山さん、扇風機はついたんですけど、あれでは十分でないのでクーラーをつけてくださいね」と言われた言葉を忘れることができません。降灰の影響がひどい学校から順次クーラーを設置することはできないのか伺います。

2番目に、松原地域にも循環バスを走らせ、帖佐駅南側にも駅舎をつくってほしいということです。

松原地域に住む、ある高齢の女性は、鹿児島県に行くのにタクシーで始良駅まで行き、電車に乗られるということでございます。年をとると足腰が弱くなり、ちょっとした距離でも歩けないということですし、帖佐駅南側にも簡単な駅舎を設置したり、松原地域にも循環バスを走らせてほしいと訴えられました。これから、ますます高齢化に向かう中、県内一安心・安全な町をつくるためにも実現できないものでしょうか。

3番目に、はり・きゅう利用券の補助をもっとふやしてほしいということです。

はり・きゅう利用券の補助は温泉利用券の補助と比べ、申請者も利用率も約半分くらいと少ない状況であります。鹿児島市では、1回1,100円の補助で60回分を支給しております。6万6,000円になります。始良市では、1枚200円券で24枚補助しております4,800円、対象者の約3分の1しか申請しておらず、利用率は約30%弱であります。

高齢者は足腰の悪い人が多く、悩みを抱えている人は多いと思います。はり・きゅう施術の効能をもっと研究し、補助金を使いやすい額にふやすことは、高齢者や障がい者の健康づくりに欠かせないと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、総合福祉センター（温水プール付）の建設を市民は望んでいるが、検討したらいかがでしょうか。

始良市でも少子高齢化が進み、市民の健康づくりは重要な課題となっております。医療費や介護給付費を抑えるためにも力を入れないといけません。体重を減らすためにも、プールで泳ぎたい、歩きたいと要望する市民は多いですが、毎月多額の費用を払って民間の施設に通う余裕はありません。そのほか、走ったり歩いたり自転車こぎをしたり、いろいろなマシンも使って健康づくりのできる総合福祉センターの建設を市民は望んでおられるようですが、聞こえてくるのは火葬場建設とか庁舎建設の話ばかりでございます。火葬場や庁舎は急いで建設する必要は、私はないと思います。火葬場は展望の開けた場所が必要になってきますし、庁舎は、職員も100人もこの間、減っているので、そのように広げる必要もないし、急いで建設の必要はないと思います。今の庁舎で十分です。道州制になったら大きな庁舎は無駄になると思います。市民が今すぐ必要としている健康づくりに欠かせない総合福祉センターを検討し、福祉、医療、介護、子育ての核となるように計画したらいかがでしょうか。

以下は、一般質問席から発言をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

里山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の小中学校の普通教室にクーラーの設置を、ご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

2問目の松原地域にも循環バスを走らせ、帖佐駅南側にも駅舎を、ご質問にお答えいたします。

帖佐駅南側の改札口の設置につきましては、本市も会員である鹿児島県鉄道整備促進協議会を通じて、毎年、JR九州に対し要望書を提出しているところですが、なかなかその実現までには至っていないところであります。

帖佐駅の南側は、今後もさらに人口増が見込める地域であります。近隣市町への通勤、通学者の利用も多く、駅へのアクセスを改善し、駅を核とした市街地の環境整備が必要であることは十分認識しておりますので、今後も引き続き要望してまいります。

また、この松原地域は始良警察署や松原なぎさ小学校が建設され、近年、土地区画整理事業により整備された地域であるため、公共交通の整備の必要性も感じているところであります。

昨年12月の交通システム検討委員会の中でも要望が出され、協議検討が行われたところであります。

公共交通の運行につきましては、基本的には利用者の動向が重要な要素であり、住民の皆様のご意見を十分にお聞きする必要があることから、今後この地域へのバスの乗り入れをしております運行事業者への再度の働きかけをするとともに、地域住民へのアンケート調査の実施についても検討することとしております。

次に、3問目のはり・きゅう利用券の補助をもっとふやして、についてのご質問にお答えいたします。

鹿児島市の、はり・きゅう施術費の助成につきましては、75歳以上の後期高齢者医療被保険者で前年度の後期高齢者医療保険料を完納している方、または国民健康保険被保険者で国民健康保険税完納世帯の方に対し、保健事業として被保険者の健康保持を目的に1回1,100円の利用券を年60回分まで交付していると伺っております。

一方、本市におきましては、高齢者の健康保持と保健の向上に寄与し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的として、70歳以上の高齢者に1枚200円の施術券を24枚交付しております。

現在のところ、本市がはり・きゅう施術券と同様の対象者に交付しております温泉保養券と比較しますと、議員ご指摘のとおり、交付率、利用率が低調でありますので、今後も引き続き温泉保養券発行時に、はり・きゅう施術券の交付案内を行うなど利用促進に努めてまいります。

また、鹿児島市と同様の医療保険者での、はり・きゅう施術費の助成による健康増進事業につきましては、今後、調査研究してまいります。

4問目の総合福祉センター（温水プール付）の建設を市民は望んでいるが、検討したらどうか、についてのご質問にお答えいたします。

市民の健康増進への関心は非常に高いものの、検診の受診率は低いなど、市民の皆様もみずからの健康増進について、その手法が見出せないでいる方も多いのではないかと考えます。

その反面、地域の中でも健康づくりに関するアイデアを実行に移そうと、先般行われましたまちづくりフォーラムでは、散策コースをつくって、ところどころに健康体操器具を配置していこうとする取り組みについて発表する地域もあり、地域の中にあっても健康づくりについて独自の取り組みをするところもあります。

しかし、市民一人ひとりの健康増進のあり方について、行政としてこれまでとは違う視点で提案していくことも、健康増進を活性化させることになるかと考えるところでもあります。

その一環として、将来的には総合的な福祉センターを整備し、健康づくりの拠点の一つとなればと考えております。

また、市内の高齢者福祉センターなどの施設の長寿命化についても課題となっておりますので、今後、準備を進めることとしております庁舎建設計画の中で、一体的に整備すべきか、個別に整備したほうが効果的で効率的かを判断しながら検討していきたいと考えております。

なお、当面は、総合運動公園など既存施設内のトレーニングルームの拡充を進めるなど、できることから進めていきたいと考えております。

**○教育長（小倉寛恒君）** 1問目の小中学校の普通教室にクーラーの設置を、のご質問にお答えいたします。

近年の異常気象による気温の上昇や桜島の噴火活動の活発化による降灰の増加など、夏場の教育環境が年々悪化していることは、十分認識しております。

現在、小中学校におきましては、保健室、図書室、パソコン室など共同で利用するスペースからクーラーを設置し、普通教室については扇風機の設置が完了したところであります。

普通教室にクーラーを設置することは、降灰や暑さ対策には非常に有効なことではありますが、設置費用や電気代など相当な経費が必要であり、現段階の財政状況を考えますと困難な状況にあります。

今後も、夏場の気温上昇や降灰に対する教育環境整備については、市の財政状況を見きわめながら国の補助事業を活用するなど、引き続き研究していきたいと考えます。

以上で答弁を終わります。

**○23番（里山和子君）** それでは、1問目から行きたいと思いますが、普通教室にクーラーの設置をということ子どもたちにお願ひされまして言い出してから、約四、五年になったと思うんですけども、もう鹿児島市内はほとんど全部ついておりますので、あそこは一定の補助もあるんですけども、私は、やっぱり県内一、全国一を市長、目指されるんでしたら子どもたちの教育環境整備という点でも、やっぱりトップを行くぐらいの気構えをやっぱり持ってもらいたいと思うんですが。

この間の桜島のこの爆発の活動の活性化というのは、大変、夏場は特に感じるんですけども、桜島火山の活動状況と始良市内の桜島の降灰量について、この間の動向をちょっとお知らせください。

**○危機管理監（岩爪 隆君）** お答えいたします。

桜島の噴火回数であります、昨年、平成25年中、1,097回となっております。

それから、市内の降灰量につきましてですが、これは単位は平方メートルあたりのg数であります。平成25年中、始良が1,009g、加治木728g、蒲生が399gであります。

以上です。

**○23番（里山和子君）** この始良市の統計資料、この間、26年1月ののをもらっているんですけども、私の調査では、平成19年から24年にかけて桜島火山の爆発回数は、一番多いので23年度の996回、それから噴火回数は、23年の1,355回、1日3.7回です。地震回数は1万2,983回で――これは22

年の数字ですが——1日35.5回、それから降灰量は、始良が22年が一番多くて991g、平米あたりです。それから、加治木が平成24年で1,093g、蒲生は平成22年で615gということで、始良がやっぱり多いのかと思ってたら加治木も結構、始良以上に降っているんですよね。ですから、市内全域に、蒲生のほうはちょっと少ないでしょうけど、全域に降っているというふうに考えたほうが、この数字から見るといいのではないかと思います。

始良市は、8月は小中学校、夏休みになりますので、子どもは家庭にいると思うんですけども、7月のあの蒸し暑さ、それから9月もやっぱり8月並みに暑いんですよね。この7月と9月の最高気温はわかっておりませんか。

わからないときは時計とめてください。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。ちょっと調べてください。  
(午前9時20分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午前9時22分開議)

○教育長（小倉寛恒君） まだ暑い9月の4日、5日、6日と3日間、朝午前10時とそれから14時——2時に、全ての教室、小学校、中学校全部で21校調べたわけでございますけど、室温として30℃を超えているというのは蒲生小学校の14時のもの、それから重富中学校の14時、あとは室温としては30℃以下ということになっております。

平均としましては、10時の平均が全体で27.1℃、14時の平均が29.3℃と、中学校の場合が10時平均が28.1℃で14時の平均が30.3℃と。中学校の場合、加治木中と帖佐中、それから重富中、山田中、この4校が14時で30℃を超えているという状況です。

○23番（里山和子君） 今、もう35℃、40℃になる時代ですから、普通やっぱり9月でも35℃ぐらまではなと思いますよね。そういう蒸し風呂のような、特に7月は蒸し暑いですので、灰が降ってきたら窓を閉めると。扇風機はただ暑い風をかき回すだけというようなことで、私たち大人はこの庁舎なんかにもクーラーに入っているわけですよね。子どもたちは、大事な学習、勉強をするのにそういう暑くて勉強どころじゃないような状況の中に置いて平気な感覚なのかな、しかも、桜島の灰はどンドンどンドン、この爆発回数はふえてくる。国の対応も私たちも運動して求めていかないといけないんだけど、国がやる前に、やっぱり自治体も、これぐらいのことは本当に考えて教育環境を整えるというのは真剣に考えるべきだと思うんですけど、市長いかがですか。

○市長（笹山義弘君） 始良市も桜島の北側に位置しておりまして、そういう中であって降灰の風向きによっては降灰がひどいときもあるわけでございますので、その辺のことを考えましたときに、その降灰対策の閾値に今入っていないところであります。そういうことを含めまして、国にもしっかり要望していきたいというふうにも考えております。これらの運動を一生懸命することによりまして、できるだけ有利な補助をいただく中で、整備をしていくということを考えていきたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） 小中学校は避難場所にもなっていると思うんですけど、ならない小中学校がありますか。

○危機管理監（岩爪 隆君） 指定避難場所になってない小中学校ということではありますが、重富小学校が指定避難場所には指定はしてございません。  
以上です。

○23番（里山和子君） ほかは全部避難場所にもなっているということですよ。  
クーラーをつけられる補助の内容としまして、校舎改修の際にクーラー設置に補助がつくってようなのが一般的にもあるというふうに聞いてるんですけども、例えば四、五百万以上の校舎改修をする場合にクーラーをつけようと思えば補助がつくとか、そういうことについては勉強しておられませんか。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） お答えします。  
今ありました補助の関係につきましては、国庫補助制度の中で大規模改修のまさに言われた400万以上の下限、それと3分の1補助というものはございます。  
以上です。

○23番（里山和子君） 今後、そういう400万以上の改修をされる場合に、クーラーをつけていこうというお考えなどは、教育長はないでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 今、手をこまねいてこの問題にしているわけではございません。  
平成22年の9月の議会で、この問題について質問がございましたので、23年度から都道府県教育長協議会というのがありまして、そこへの要望事項として、これは鹿児島県全体で取りまとめをしなければ要望はできないものですから、23年、24年、これは全ての市町をまとめることができませんでした。やっと本年度、25年度に要望事項として取りまとめができましたので、これを国への要望として桜島を中心にして、いわゆる周辺の市町に関しては大量降灰防除地域として3分の2の補助をしてほしいと。これを受けますと、初期設定、いわゆる取りつけ料も、それから電気代も特別交付税措置として賄われるわけですから、これは非常に有利な措置となるわけです。  
まずは、これを優先的に要望しているところでございます。そういった3分の1の補助ということは、ただそれだけのものでありますので、有利なほうで今取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。

○23番（里山和子君） 大体、運動もしていらっしゃるし、3分の2補助を受けるために今活動中であるというようなことなどをお伺いしました。子どもたちも、きょうかあすかと待っておりますので頑張っていたきたいと思います。  
私ども共産党としましても、鹿児島県の議員団でまた国のほうにもやってきてはいるんですけども、また、ことしも全力を挙げて要請していきたいと思っております。

それでは、クーラーの点は置きまして、次の2番目の松原地域の循環バスと帖佐駅南側の駅舎の件ですが、この駅舎の件については、もう要望も出されていらっしゃるということで、さらに要望していただきたいと思います。

それから、この循環バスについては、アンケートをとったりというようなことなどですけれども、アンケートをとる必要があるんでしょうか。帖佐駅南側の踏切、JRの線路から下の松原地域が主ですよね、始良駅南までの間ですから。あのあたりの大体全体の人口はどのくらいになると想定されていますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

今、松原上自治会のほうで6,000人ぐらいですかね。今後まだふえていくのではないかと思っております。

○23番（里山和子君） 私も最近、ビラ入れの関係で戸数を調べたら、松原上が2,000を超えていて6,000人ぐらい、相当な人口増ですよ。高齢化率が27.幾らかですよ、始良市は。そうしますと大体、高齢者がどのくらい住んでいることになるのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

1,300人ぐらいになりますかね。

○23番（里山和子君） もちろん、車のある人も多いでしょうけれども、80歳ぐらいになるとだんだん免許もとりに上げられるというか、安全を考えてお返しをするというようなことにもなっている中で、やっぱりこの私の相談をしてくださったおばあちゃんは、南側に駅舎がないもんだから帖佐駅の、だから始良駅までタクシーで行って、始良駅から乗って鹿児島に行ったりするというようなお話でありましたので、そういう方のために循環バスがあると——駅をつなぐようなですね——タクシー代が節約できるのになというふうに思いますので、できればこの循環バスを、アンケートをとらなくても必要な人は多いと思うんですけど、やっぱり市長、アンケートをとらないといけませんか。

○市長（笹山義弘君） 議員ご指摘のバスの関係でございますけれども、今、私もいろいろと活動、運動させていただく中でいろいろな声をいただいております。

1つ目は、まず健康保持の観点から、例えば温泉の類したそういう活用したいというお声が1点ございます。

それからもう一つは、議員ご指摘のように買い物をするとか病院に行くとか、そういうことでの交通手段が欲しいという、これは同じようでもありますけどちょっと違う視点だというふうに思います。

したがって、それとあわせて今度はこちらがお願いするとなりますと、やはりその収支バランスですね、この辺を市がどこまで補助をしてやるのか、その辺のところをどこに経費の算出根拠があるかというようなこと、そして持続可能なやっぱり運営をしていかなければならないということを考えますと、どのくらいの方が利用が見込めるかということ算定基礎にして計画を立てないといけないうことを思いますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○23番(里山和子君) よく理由はわかりました。そのようなことでアンケートをとっていただいて、いろいろその駅と駅だけをつなぐことではないかもしれませんが、いろいろ温泉を行ったり、買い物をしたり、病院に行ったりを考えての総合的な循環バスの運営というものをできるだけ早くアンケートをとられて結果をまとめて実行していただきたいと思います。

それでは、非常にこう問題がうまく行きますね。(笑声) 時間が余るんじゃないですかね。

それでは、3番目にはり・きゅう利用券の補助をもっとふやしてということですが、これは、友好姉妹都市であります日置市の共産党の議員さんから「何か、里山さん、始良市は、はり・きゅう利用券とか温泉利用券のこの補助額が少ないよね。もうちょっとあんたたちは、きばらんといかんのじゃないの」って。鹿児島とか加世田、南さつまとか日置市も済んでるんでしょうけど、「向うのほうはずっと進んでいるよ」って。「だからもうちょっと、はり・きゅうの勉強をして、効能なんかをあなたたちがよくわからないからなかなか言えないんだが」ってというようなことを厳しく怒られて、調べてみましたら一番いいのは鹿児島市で、このような1回1,100円ですか、大体3,000円ですよ、はり・きゅう1回が。そうしますと、約3分の1補助になるので、始良市では3,000円の1回の利用料に対して200円ですから15分の1の補助ですよ。ですから、券をもらう人も3分の1だけでも、もらっても3,000円に200円の補助しかないから、せめて500円でもあればもうちょっと行きやすくなるんだけど、200円ではちょっと何回もはまた行こうという気にはなかなかならないよね、というところじゃないかと思うんですよ。ですから、このはり・きゅう券のことを質問したところなんですけれども。

平成24年度の決算でいいんですけれども、はり・きゅう券を利用したのは70歳以上の高齢者の何%で大体何人ぐらいだったものでしょうか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

24年度の実績でございますが、24年度は対象者が1万5,944人の70歳以上の高齢者の方のうち5,146人、32.3%の方が交付を受けられております。

以上でございます。

○23番(里山和子君) 200円券で24枚、始良市の場合利用できているんですけれども、年間何枚利用されているのでしょうか。平均で1人何枚の利用率になっているのか、それから全体で利用されている額は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長(諏訪脇 裕君) お答えいたします。

利用枚数のほう——24年度でございますが、3万7,553枚利用されております。利用率が30.4%の利用率となっております。

また、これを交付された方、1人当たりの平均で割り崩しますと利用枚数は7.3枚となります。あと、決算額でございますが、24年度の決算額が751万600円となっております。

以上でございます。

○23番(里山和子君) ちょっと最初に聞くところだったんですけど、聞き忘れたんですが、このはり・きゅうの鍼灸術ですね、これは大体どういうものなのかということをおまかに、簡単に説明して

いただけませんか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

はり・きゅうは、体にはりやきゅうを用いた刺激を与えることで多様な疾病の治療的な対応や健康増進を可能とする技術であるというふうに聞いております。

また、はりの効能としましては、短期間に起こった痛みなどを速攻的に軽減することであり、治療方法としては全身にあるつぼに刺激を与えることで血液の流れをよくし、体本来が持っている免疫機能や自然治癒力を高めるため、肩こりや腰痛をはじめ、消化器系や神経系などの疾患に効果を発揮すると言われております。

また、きゅうの効能としては、慢性的な疾患に回復を促すことであり、はりの治療と同様に全身にあるつぼに温熱刺激を与えることで血液の流れをよくし、免疫機能や自然治癒力を高めると言われております。

以上でございます。

○23番（里山和子君） ちょっと私も百科事典を引いて調べてみましたところ、イラン、インド方面で発生したというようなことですよね。それが紀元前後に中国に入ってきて、中国で発達して、そして五、六百年ごろ日本に入ってきて、江戸時代に発展したというようなこと、また簡単に歴史的にはそういうもので、腰とか足だけ、背中とかそういうものだけなのかと思いましたが、自律神経とか内臓とか、まず非常に健康に資する効能を持ったはり・きゅう術で中学卒の方は4年間、高卒の方は2年間勉強して、県知事が免許を与えるというようなことのようにございまして、私の知り合いも親子で母と娘の方がはり・きゅうをやってらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、はり・きゅう施術のその鍼灸治療院というのは市内に何軒ぐらいあるものでしょうか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今現在、私どものほうで利用できる施術院として契約しているところが、市内が26か所、地区別では蒲生地区のほうはございません。始良地区で16か所、加治木地区で10か所の施術院と契約をしているという状況でございます。

○23番（里山和子君） 年間延べ何人ぐらいの方がその治療しておられて、この補助の対象になる方々は、そのうちの幾らぐらいかというのはわからないものでしょうか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） 先ほどもご答弁しましたように、24年度が対象者が1万5,944人に5,146人、32.3%の方が交付を受けられて、利用枚数が3万7,553枚となっております。

私どもが窓口でお話をお伺いしますと、交付を受けても利用されない方という方もいらっしゃるようでございます。大体、利用されない方々が1割ぐらいいらっしゃると仮定しますと、約4,630の方が利用されたことになると推測しております。

以上でございます。

○23番（里山和子君） 市長に伺いますけれども、鹿児島の場合は始良市と財政状況が格段に違いますよね。ですから、鹿児島並みにとじていただければ非常にうれしいんですけども、できなければその半分でも、1,100円ですから550円の30回なり、鹿児島は60回ですので、まずは半分からというところで30回とか。それから、入浴券も大体それぐらいに引き上げないといけないと思いますので300円の50回とか、とりあえずはその段階的にふやしていくというようなこともできると思うんですけども、そのあたりの考え方で、もうちょっと補助をふやしていくというような考え方はできないものでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この、はり・きゅう施術のことにつきましては、合併協議の中でも大変、二度、三度もめた経緯を記憶してございます。その中で、この数字が一応、落ち着いて新市に引き継がれているところでございますが、私といたしましては、近隣の状況を調査したり、その利用されている方々のお声をもう一度拾うなりして、どういうご要望があるかを精査した中で、次どのように打っていくかということは検討してまいりたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） 積極的に、前向きに補助をふやして、もうちょっと利用しやすい、はり・きゅう券の補助になるように市長に頑張ってくださいと思います。

それでは、時間がちょっとありますが、最後の質問に行きたいと思います。

私の周りには、アスリーとかメルヘンとか、サンピア始良がなくなりましたので、あそこで結構プールで泳いだり歩いたりしている人は多かったんですけど、一部アスリーのほうにも来ていらっしゃるということは伺ってるんですけども、私もアスリーに行ったりやめたりしている、その会員なんですけれども、そういう民間の施設があるということは、ないよりはいいわけですけども、私も旧始良町でも文教委員会で奈良県の天理市に、今の議長も一緒でしたけれども、総合福祉センターを研修に行ったことがございました。というのは、給食室別棟ができるあの三船の市有地に総合福祉センターをつくろうというような気運が盛り上がっていたことは確かだったんですよ。

合併になりまして、一応、ご破算になったんですけども、それでも私、今、市民福祉委員会にいるんですけども、近くでは兵庫県の豊岡市にまた、すばらしい総合福祉センターを研修にこの後期の2年間の間で行ってきたりしました。

それから、大分県の大分市などでは庁舎の一角に子育て支援センターを——あれはPFIでしたかね——庁舎の五、六階建てだったと思うんですけど、その上のほうに子育て支援センターがあったり、テーブルも非常に低くて、なんか市民が庁舎というよりは遊びに行く感覚の庁舎みたいなのができておりまして、こういうつくり方もあるんだなというようなのを勉強したこともありましたけれども、月会費が6,000円ぐらいかかるんですよ、アスリーに1か月6,000円ぐらい、毎日行ったとしても1日200円ですかね。会員さんは行っているわけですけども、やっぱりそんなような年金を五、六万の国民年金で暮らしている人は、食べるのが精いっぱいそんなお金を出して健康づくりってできない状況なんですよ。ですから、私は、市長は火葬場建設と庁舎建設も視野に入っているように思っているんですけども、来期の4年間で火葬場と庁舎を建設したいと思っていられるんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市になりまして、いろいろなインフラの整備ということも必要でございま

す。そういう中でまちづくりのことをしますと、駅周辺の整備とか、それにつながる幹線道路の整備、そういう道路の整備も含まれますが、一方では、今、始良市はスペースがないからのことですが、やむなく分庁方式をとっているところがございます。

そういうことから、この合併はまさに究極の行財政改革と言われておりますのは、その機能を集積することによりまして、コストの削減等々が図られるということでございます。そういうことから、次の課題としてはどうしてもこの問題は避けては通れないと思います。そういうことから財源の問題、いろいろなことを見ながらそういうことも視野に入れて進めなければならないということは考えているところでございます。

○23番（里山和子君） 先般、共産党の議員の研修が県委員会でありまして、宮崎大学の財政の専門の先生をお呼びして、ちょっと財政の勉強をしたんですけども、そのときにその先生がちょっとおっしゃったことで印象に残ったのが、自民党は、今TPP交渉をやっていますよね、アメリカとの妥結がなかなか難しいようですけど、そのTPPをやった後に恐らく道州制を考えているのではないかと。というのは同時にやると大変な世の中ひっくり返したような大騒ぎになるので、まずはTPPをやってから道州制に持っていくのではないかと。橋下さんはちょっと焦っていて、今あのようなことになっていますけど、恐らく道州制基本法案みたいなものを出してくるのではないかとというようなことを、その先生は言われました。

TPPで、私は、九州の農業というのは相当な打撃を受けるのではないかなと思うんですよね。そうすると、あとはその財界が九州を一つにしてどのような戦略をもってその中国とか東南アジアとか外国に出ていくかということと、九州をどうするかというようなことが視野に入ってくるんだと思うんですけど、そのときにやっぱり福岡あたりを中心にして、九州は州ですね、アメリカみたいに州議会にして、今、鹿児島県は5区ですけど、1区ずつ州議員を出して——州の議員を出して、福岡で州議会にしていくというようなことなども構想されているわけですよ。そうなった場合に、じゃあこの出水、始良、霧島あたりの中心はどこになるのかということになると、恐らく国分あたりになるのではないかなと思うんですけど、そうするとその庁舎というのは、恐らくまた合併みたいなのが進んで、私は始良庁舎というのは新たにつくっても、また合併合併で無駄になっていくのではないかなというのを一つ考えないといけないのではないかなというふうにも思うんですよね。

今、合併推進債を——合併特例債の対象には始良市はならなかったんですけども、合併推進債で90%借りて、40%交付税で返ってくるということで、市長は火葬場とか庁舎建設を考えていらっしゃると思うんですけども、私はやっぱり市の表づら、外づらだけを庁舎、消防署、学校とそういうふうになるかもしれませんが、一方では、市民の暮らし、生活というのは、今実態はどうなのか。それを本当にこの将来そういうふうに道州制とか、農業がもう衰退して本当にTPPで医療も解体されてお金のない人は病院にも行けないような、そういう時代も来るかもしれない。そのときにやっぱり市民一人ひとりがお金がなくても健康づくりをしっかりとやっていける、人生を全うできるような、そういう核をつくっていく、医療・福祉ですね。子育てとかいろいろ介護とかありますけど、そういうものを総合的に管轄するような総合福祉センターを、やっぱり核をつくって庁舎よりも私はそっこのほうが大事なのではないかなと思ったりするんですけども、そのあたりについての市長の考え方がいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 国においても2025年問題を目前にいたしまして、地域包括ケアシステムをどのようにつくっていくかということに踏み込んでいるようであります。それらのことも視野に入れながら、福祉、医療、介護医療を含めてのそういう扶助費のあり方ということもしっかり考えていかなければならないというふうに思います。

ただ、通常の業務をする中で課せられたいろいろな市民サービスに資するというのを考えますと、やはり内部の専門性を求められますし、そういうことを考えますとやはり集積をして効率化を図り、特化した専門性を持たせるということも求められていると思います。

ただ、施設については庁舎という考え方ということではなくて、議員先ほど指摘いただきましたように大分市役所もそうであるように、今はもう複合施設としての考え方、施設の中に庁舎が入るといような考え方も入っておりますので、そのようなところは市民の皆様のコンセンサスを拾いながら構想は立てていく必要があるというふうにも考えております。

○23番（里山和子君） 火葬場については、建てられるということは伺ってるんですけども、やっぱり現在の位置で建てていかれる考え方なんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 今、いろいろと市民のお声の中にありますが、昨年の12月が大変寒い12月でございまして、そういうことから高齢者のお亡くなりになる方が急にふえたところがございます。そういうことから、始良斎場での処理ができずに近隣の市町に搬出したということがございまして、そういう対応をされた方については多額の費用が発生したということも聞いております。ですから、一方ではそのことも急がれる、2025年問題というのもそこにもありますが、そういう時代が目の前に来ているということから、これは整備せざるを得ない、しなければならない施策の一つであるというふうに考えております。

今また、その建設のあり方ということについては、それぞれに協議をさせていただきまして、専門性を持ってその適地の選出、それから建設のあり方等々についても、そういう専門性を持った中で図られていくというふうに考えているところでございます。

○23番（里山和子君） 私、この始良市の統計を見ますと、市内火葬件数というのは平成19年から24年までで、19年が809件、20年が708件、21年が720件、22年が803件、23年が768件、24年が820件ということで、少々はふえてますけどそんなに爆発的にふえているわけではないわけですよ。

ですから、きちんとした炉に更新をしながらもたせていけば、そんなにまだ急がなくてももう少し場所的にもいいところを選定して、それからつくっても遅くはないのではないかというふうに思っております。

一方、総合福祉センターにつきましては、各町に今、福祉センター的な——始良町は老人福祉センターですかね——的なものがありますが、何年経過しているかということと耐用年数はどうかということについてお伺いします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

福祉センター的なものでございますが、始良の場合が始良高齢者福祉センターということで、これは昭和49年建築で約38年ほど経過していると思います。それから、加治木のほうが昭和44年建築で

43年ほど経過していると思います。それから、蒲生の高齢者福祉センターが昭和50年建築の37年経過してると思います。

耐用年数につきましては、鉄筋コンクリートづくりであれば50年ほどであるというふうに記憶しております。

以上でございます。

○23番(里山和子君) 大分、耐用年数に近く老朽化しているというようなことなどもあるわけです。

それから、始良市民、一体化して何かみんなで桜公園もちよつとしたのありますけど、もうちよつと大きい大規模な、みんなで集える、憩える、楽しめるというような施設があんまりないように思うんですね。小さくはそれぞれありますけれども。ですから、全体として総合福祉センターをどこか真ん中あたりに、私、船津、春花あそこの三船のほうもずっと田んぼを潰すのはよくないと思いながら、今、もうそこにイオンで敷地が潰れましたので、どっか適当な場所はないかなって場所まで探して歩きました。広大な敷地はいっぱいあります。ですから、そのようなところにみんなで集って桜を植えたりして、周りには、楽しめるような、本当に始良市に住んでよかったねと言えるような、そして健康づくりもできて、こんないいことはないというような施設をやっぱり市長、後世に残して、笹山市長は本当よかった、つくっくいやったぞというようなことをしていただきたいものだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市長(笹山義弘君) 議員ご指摘のことでございますが、福祉に資する究極であろうというふうに思います。

始良市になりましていろいろな制度も統一を一生懸命、今、図っているところでございますが、今そういう意味で、まちづくり、緒についたばかりでございます。そういう中で、今ご指摘の福祉センター的なもののあり方ということについても課題に上がってきております、効率化の点にしても。幸いなことに3地区は、そんなにほかの先進地域に比べますと距離が離れているわけじゃございませんので、マイクロバス等の対応をすれば十分全域可能でございます。そういう手段も含めて、どこにどのような施設をつくっていくかというのは、次のしっかり課題になってこようと思いますので、皆様のお声をいただきながら研究してまいりたいというふうに思います。

○23番(里山和子君) 前向きの答弁をいただきましたので、これで終わらせていただきます。

○議長(玉利道満君) これで、里山和子議員の一般質問を終わります。

次に、29番、森川和美議員の発言を許します。

○29番(森川和美君) 登壇

まずはじめに、天候の悪い中、寒い中、傍聴に来ていただいた方に心から敬意を申し上げます。

今、4月の市議選に向けての活動を、立候補を予定をされて活動されている方、現職の方、また新人の方、さらに市長を目指して今、2つのこの後援会の活動が活発に行われておるようでございます。

私は、この後援会活動、議員活動を市民と多くの方と接し、またいろいろな約束をし、ご苦労しておるわけですね。このご苦労活動のことを忘れずに当選した暁にはせんないかんなどつくづく思っ

いるところでございます。

そこで、質問に入りますが、1問目、松原なぎさ小学校及び給食室別棟建設について。

要旨1、両建設工事の進捗状況は順調に進んでいるか伺います。

2番目、松原なぎさ小学校周辺は、住宅が多く建ち並んでおり、一方、給食室別棟の工事現場の目前には三船保育園がございます。その周辺の環境に適切に配慮しながら工事が進んでいるか、お伺いいたします。

大きな2番目、職員の天下りについてでございます。

近年、職員OBの天下り及び中途退職者が、社会福祉事業所を中心として外郭団体等に天下っている状況をどのように感ずるか伺います。

大きな3点目、空き家、空き店舗対策についてでございます。

1つ目が、空き家対策としては、平成25年12月、始良市と宅建協会及び不動産協会が物件仲介で協定締結をし、空き家バンク制度を平成26年4月に運用開始するとのことでありますが、空き家の撤去促進策等の課題がいろいろ発生すると思います。宅建協会、不動産協会、法律専門家、大学の教授さらに空き家、空き店舗活用プロジェクトチームを編成して、もろもろのことについて解決していくことが極めて必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

また、活用としては、サークルやボランティア団体の活動拠点、夢のアトリエや工房、友達同士で交代でマスターをする喫茶店、土曜日・日曜日だけ営業する趣味の店等々であります。これは、全国的にこのような形態でやっているところがあるわけでございます。

2つ目、空き家等の適正管理に関する条例を早急に設置すべきではないか伺います。

最後の4点目ですが、過去に質問した項目について、どのように検討したかということでございます。

1点目が、待機児童の受け皿となっている認可外保育所が現在、本市には6事業所あると思っておりますが、この事業所へ年間20万円、預ける保護者への10万円助成の件はどのように検討したか伺います。このことについては、4月からの消費税率引き上げに伴って、収入をふやして家計をカバーしようとする心理から働く主婦がふえると予想されます。認可外保育所、企業内保育所への手厚い助成がますます必要ではないか伺います。

2点目、公共交通不便地域解消の件、これは同僚議員も質問ありましたが、松原上、松原下、あさひ団地、山野地域、この地域は特に世帯、人口、高齢者の多いJR以南でございます。このことについても伺います。

3点目、小規模自治会合併促進についての件、これは私が旧始良町時代から三、四回質問をしておるわけですが、そろそろこの合併推進については真剣にあらゆる角度から検討すべきだと思っておりますが伺います。

最後じゃなかったですね、最後の5番目の将来の庁舎建設について。

将来の本庁舎建設についての方向性、位置、規模、年度、かかる経費あわせて加治木、始良、蒲生3総合支所についてもこの際、方向性を問います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

森川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の松原なぎさ小学校及び給食室別棟建設についてのご質問につきましては、

教育委員会のほうで答弁いたします。

2問目の職員の天下りについてのご質問にお答えいたします。

市職員は、その在職期間中に能力向上のための研修を受け、また、地域活動や担当業務を通して、市民の皆様や事業者、各種団体とかかわりを持ちながら、さまざまな経験を蓄積していきます。

また、管理者として複数の部署を経験することから、後輩の育成や事業の推進・進捗管理を行うことも多く、これらの点を各事業者や各種団体等が評価され、それぞれの事業推進に活用したいとの考え方によるものではないかと感じております。

退職した職員が在職中に培った能力や経験が、行政と民間事業者、各種団体や地域との相互補完に寄与することが期待されるのであれば、そのような機会を可能な限り生かしていくことも、市政発展の一助になるものと考えております。

次に、3問目の空き家、空き店舗対策についての1点目のご質問についてお答えいたします。

近年、増加傾向にある空き家、空き店舗の有効活用策を講じることは重要なことと考えており、昨年度の空き家調査を踏まえ、本年4月から空き家バンク制度を運用開始することとしております。

また、空き店舗については、商店街等を対象にしたものですが、昨年4月から空き店舗活用事業補助金制度を創設しており、議員仰せのボランティア団体の活動拠点やアトリエ、喫茶店なども対象としておりますので、空き家バンクとあわせ、有効な活用が図られるよう積極的に支援してまいります。

なお、崩壊状態の空き家等で、防犯・防災の面から周囲に危険を及ぼすようなものについては、撤去促進策として、現在、危険老朽空き家対策事業補助金制度の導入を検討しているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

昨年の第4回定例議会において、河東議員のご質問にお答えしましたとおり、空き家対策条例の制定につきましては、管理不十分な空き家等についての対策として、市が所有者に助言、指導及び命令を行うなど、有効な手段と考えております。

また、国におきましては空き家対策推進特別措置法案が、今国会での成立を目指すとの情報もありますので、この法案の成立に合わせて、空き家対策条例の制定について検討を進めてまいります。

次に、4問目の過去に質問した項目についてどのように検討したか、についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、認可外保育所に入所している児童の保護者には助成をしておりますが、認可外保育所の事業者への助成については実施していないところであります。

国が目指している平成27年度からの子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業として利用定員6人以上19人以下の小規模保育なども国の財政支援が行われることになっております。

したがって、今後、認可外保育所の状況を把握しながら、子ども・子育て支援新制度の中で検討したいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

さきの里山議員のご質問にお答えしましたように、松原地区や山野地区への公共交通の必要性は十分に認識しているところであります。

昨年12月には、始良市交通システム検討委員会でも要望が出され、協議検討が行われたところですが、この地域への始良警察署の移設や松原なぎさ小学校の開校も控えておりますことから、今後早急に、地域への乗り入れをしているバス運行业者への再度の働きかけと運行に対する課題等について研究していきたいと考えております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

さきの吉村議員のご質問にお答えしましたように、小規模自治会の構成員の高齢化などにより自治会活動が困難な自治会もあります。

行政が自治会の運営に対して立ち入るのではなく、人手不足や高齢化問題などの解決策の一つとして、これまで始良地区のみで実施していた自治会合併補助金制度を今年度改正し、市内全域を対象として、自治会合併を支援してまいります。

次に、5 問目の将来の本庁舎建設についてのご質問にお答えいたします。

本庁舎本館及び総合支所庁舎は、建築後、約50年が経過し、老朽化が進んでいることから、これまで増改築を繰り返しながら使用してまいりました。

今後も、現庁舎を使い続けながら、市民の利便性、安全性を図るためには庁舎の整備や耐震改修などがさらに必要になってまいります。

耐用年数を考慮すると市民ニーズや情報化社会に対応できる効率的な行政運営の観点から、また、災害などの危機に対する防災拠点機能の整備及び庁舎の安全性確保の面から新庁舎の建設は喫緊の課題であると考えておりますので、現在、庁舎建設のための基金積み立てを行っているところであります。

今後、(仮称)庁舎建設検討委員会を立ち上げ、新庁舎に求められる機能、位置や配置、適正規模や財政的な課題について、市民の皆様のご意見を聞きながら検討を行ってまいります。

また、総合支所についても、これまで組織機構の見直しとあわせ、合併後の事務量の変化や来庁者数などの実情に応じた職員配置や所掌事務の変更などを行ってまいりましたが、各総合支所の課題やあり方等についても、本庁舎建設と同様、市民の皆様のご意見を聞きながら検討を進めてまいります。

**○教育長（小倉寛恒君）** 1 問目の松原なぎさ小学校及び給食室別棟建設についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

松原なぎさ小学校及び給食室別棟建設の進捗状況については、各請負業者から提出された工事の実施工事報告でも予定どおり順調に進捗しており、1 月末の出来形は松原なぎさ小学校が平均36%で、給食室別棟が30%となっております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

今回の 2 件の工事については、設計の段階でも周辺環境を考慮した工事施工方法で積算しており、両方の建設工事現場では、建設工事安全衛生協議会を設置して近隣住民や保育園の安全確保、騒音対策、粉じん対策などに考慮した施工方法が実施されているところであります。

以上で答弁を終わります。

**○29 番（森川和美君）** それでは、2 問目に入りますが。

まずはじめに、この松原なぎさ小学校及び給食室別棟の件でございますが、予定どおり順調に進捗しているということなのですが、私はこの 2 か所、何回か見に行ってその周辺の方、また給食室別棟の前には三船保育園があるわけですがけれども、ここの方ともお話を伺いまして、特に問題はないでしょうかと伺ったところが、いろいろありますということでした。内容はどうしても語ってくれやらんかったですね。それはいろいろその立場的に弱い部分があるでしょうからご遠慮されたんですが、園長先生はいらっしゃいまして、次の方のお話を伺って、まず、この松原小学校のほうは外回りの、

あれは防壁っちいうのかな、あれは網形式になっているんですね。高さも2mあるかないか。それと三船のほうは、給食室別棟のほうは薄い鉄板がしてあるんですけども、そこらあたりのいわゆる騒音対策、あるいは工事の基準、そこらはないんでしょうか、まず伺います。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） お答えします。

基準といいますか騒音規制法、それと振動規制法というのがございますが、その関係でいいますと工事にかかる機械については、騒音、振動規制法とかそういうのにひっかからない機械を、くい打ちにつきましても無振動のくい打ちの工法で行っておるということで聞いております。

以上です。

○29番（森川和美君） 両方の、いわゆる工事現場の環境をどのように感じておられますか。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 現在、この安全衛生協議会の工程会議を毎週それぞれ行っております。松原なぎさのほうは毎週水曜日の午後から、給食室別棟のほうは毎週木曜日の午後からと、その中で、それぞれ進捗状況、それと周辺への影響というのがありまして、私も毎週出ているんですが、例えば土を道路に出さないよということが入り口のほうには貝殻を敷きまして、トラックが出るときには、トラックのほうは何回か行ったり来たりして、最後はタイヤのほうに水をかけて泥を落とすと。工程会議のほうでも出ましたけど、この言われるように通学路があったりしますので、出入りするトラック等については必ず減速をして通行しなさいと。それとか、キャタピラーのついた大型機械が入って作業する場合には、そのスローにして重機を動かすよにと、そういう指示もしておるところです。

以上です。

○29番（森川和美君） ただいまの答弁は工事現場の中身だけの話なんですよ。私がこれを尋ねるもとは、周辺の環境の方に対してどのように対応しているかというのを、お聞きをしたいわけですが。

例えば、松原なぎさ小学校のほうには住宅が立ち並んでおるわけですが、それとその右側の鹿児島市寄りには独身のアパートがあるんですが、ここの方は勤務状態がものすごくいろいろあるんです。夜勤の方もいらっしゃいますし、昼間寝ている方もいらっしゃるんですが、そこらあたりに対しての工事の節目節目というんですか、今までにどのように対応したでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 明けて、この1月でした。近所の方から家屋調査をずっと現場の周りはしたんですが、2階のほうを普段入ってなかった部屋に入ったら欄間のところにすつとひびが入ったということで苦情の電話があったということがございました。すぐ安全衛生協議会のほう、メンバーが行きまして確認をして工事が一応終了した後にもた協議をしましょうというところで、今なったんですが、そのときに、やはり言われたみたいに節目節目でちょこちょこことやっぱり周辺のほうにも、何かありませんか、とかいうそういう声かけもしていきましようということで、実は前回は22回の協議会の定例会だったんですが、20回の定例会議のほうでそういう意見が出まして、22を超す全ての業者のほうで確認がされたということでもあります。

○29番（森川和美君） やはり、このような大きな工事を長期間するわけですので、工事の現場の方にもいろいろな指導च्छゅうか、あるいはまたその周辺の環境にも1軒1軒、現場の方もそうですが、その本体である役所のほうからも、たまには、何か問題はないでしょうかと、やっぱりしていくべきだと思います。

そして、今までは騒音あたりも少しあったというように聞いておるんですが、冬場ですのでどこも閉め切っておりますから、今からは夏場に向けてみんな戸を開けたりするような生活環境になりますんで、十分そこらあたりは配慮していただきながら進めていっていただきたいと。

それともう一つ、これ本人というんですか、現場の方から直接聞いた話じゃないんですが、給食室別棟のほうで労務単価が一部、その後、抜けていたという話を聞くんですが、このことは事実なのかどうか。労務じゃなくて工務やな、工務単価やな。

○教育部長（小野 実君） ちょっとその内容については、お聞きしてないんですけど、ただ労務単価が上がるということで昨年の増額分については補正をさせていただきましたので、それで全て対応して業者のほうにも説明しておりますので、その後の中でというのはちょっと聞いておりません。

○29番（森川和美君） これは労務単価か工務単価か、私はちょっと又聞きの話ですので、それは今後また明らかになるかもしれませんが、これは一つ指摘をしておきます。

それと、給食室別棟のほうなんですが、ご承知のとおり保育園がございますよね、保育園。ここらにはどのように対応しているんですかね。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

最初、工事が始まる前にまず衛生協議会のほうで説明に行きまして、それと同時に行政のほうも出向いて説明に行つて、こういう形で工事が入りますのでちょっと騒音とかそういうのがあるかもしれませんということでお話していますと同時に、工程会議の中で、子どもたちの場合、昼から昼寝をしたりするものですから、ちょっと音が大きいときには事前にちょっと保育園のほうには連絡するような形の体制をとらせておりますので、なかなかこの騒音च्छゅうのは子どもとか寝るのに全部ゼロというのは難しい部分がありますので、極力騒音が出ないような形で工事をするように、全ての工程会議の中で指導はしております。

○29番（森川和美君） それでは、2番目にいきます。

この職員の天下りについてでございますが、中途退職者でこの両関係するところに何人天下っているのか、それと退職者が何人ほど天下っているか、調べていらっしゃるでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この天下りといいますか、再就職先につきましては、各団体のことでありますから確実な情報は持ち合わせておりませんが、平成24年の3月31日、2年前ですか、この日からの退職者は民間で1人、それから法人等で5人、計6人ございまして、中途の退職者は1人は確認をしております。

以上でございます。

○29番（森川和美君） この外郭団体が本市には今、何か所あるんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 外郭団体といわれるのがどこまで入るかちょっとわかりませんが、社会福祉協議会、シルバー人材センター、交通安全センター、これぐらいではなかろうかというふうには考えております。

○29番（森川和美君） 外郭団体はそう問題はないと思っておりますが、この福祉事業所に何名かついていらっしゃるわけですけれども、やっぱりこの答弁の中にありますように、在職期間中の能力向上等々の研修を受けて、あるいは地域活動や担当業務を通して市民の皆様や事業者、各種団体とかかわりを持ちながらさまざまな経験を蓄積していき、それを生かされるというような答弁なんですが、ある一方では、福祉事業所というものは、あらゆる福祉事業を行っているわけですけれども、退職した職員の方がそこについている場合いろいろなこの情報がとれたり、そしてまた優位に働く懸念があると思ってるんですが、そういうことで特定な事業者はどんどん規模を大きくしていく実態があると思うんですが、そこらをどのようにお考えですかね。

○総務部長（屋所克郎君） この事業所につきましては、その経営者といえますか、採用される方が直接本人と会われて採用しているものというふうに理解しております。ということで、市のほうは全然関与しておりませんが、その秘密漏えいにつきましては、公務員はその秘密を守る義務があるということではありますが、退職してからもそれは当然適用されるというふうに、私は考えております。ただ、その内部の事情につきましては、承知していないところでございます。

○29番（森川和美君） 私が、そこを懸念するんですよね。公務員は、退職してその守秘義務というのは何年ぐらい適用されるんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 何年というのは、私は承知しておりませんが、これはもうやめてからずっと続くものだというふうに理解しております。

○29番（森川和美君） いろいろあちこちでそういった話を聞くわけですけれども、漏えい、義務といえますか、そこらあたりはどうしても統制がつかない部分はあると思うんですけれども、やはり役所を去っていかれたその部下の方ちゅうのは、いろいろ情報をとりたいたいに部下はやはり拒むことはできないのではないかとっておるんですけども、そういうことも含めて退職以前にそこらあたりの教育指導というのは、どのようなことがなされておるんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 退職のときには、特別にそのような指導はしてないところでございます。本人に任してあるということでございます。

○29番（森川和美君） わかりました。これは、今後いろいろな状況が発生したときにまた問題というか、この問題には触れていけるものだと思っております。

3番目の空き家、空き店舗対策ですが、12月議会でも同僚議員が条例の問題やら空き家対策について質問等やら提言がございましたが、確認の意味でも含めて、始良市内の確実に近い数字、空き家、空き店舗、どれぐらいあるんですか。それ、いわゆる専門機関に調査をさせたということなんですけども、ある不動産の協会の方から、あまりその数字は信憑性はないような話を聞くんですが、今まで聞いた数字は。そこらあたりをその後きちっと改めて数字つうのはつかんでいらっしゃるんでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

調査した中では、市内に約1,800ほどの空き家を確認しております。あと調査できていないところが、中にも入れないというようなことで、状況までは詳しくは調査してないところがありますが、そういった数字を把握したところでございます。（「店舗は、店舗は」と呼ぶ者あり）

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えいたします。

空き店舗に関しましてのお答えでございます。

商工会で実施をしておりますものに、商店街、通り会の空き店舗実態調査というものがございまして、平成24年度の数値ではございますけれども、旧蒲生町商工会におきまして60店舗中12店舗、それから旧加治木町商工会では69店舗中20店舗、旧始良町商工会では、いわゆる実質的な商店街等の形成がないということかもわかりませんが、調査を行っていないということでございました。したがって、商店街、通り会におおよそ30店舗の空き店舗があるというふうに認識しております。以上です。

○29番（森川和美君） この空き家対策については、時間が過ぎれば過ぎるほど空き家がふえていくわけですが、私の考え方としては、この宅建協会、不動産協会等々の、今後26年の4月にそれぞれの空き家バンクとかいろんな協定を締結して、運用を開始するということなんですけど、私の考えです、いろいろな条例をつくってから、私は条例が先だというふうに思ってるんですけど、それからさまざまなご協力をいただきながら解決していくというのは、よろしいのかなと思ってるんですけど、そこはどういうふうにお考えですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

地域の活性化を図るという意味で調査した中で、空き家をお持ちの方が、すぐにでもできるものなら貸し付けもしたいというようなご意見もございましたので、そういったことから、空き家バンク制度として空き家の活用を考えたところでございます。その条例につきましては、答弁にもしておりますけれども、非常に重要な問題でございますので、そういった方向で進めていきたいというふうに思っております。

○29番（森川和美君） 答弁の中に、同僚議員のさきの議会でもそうだったと思うんですけど、「空き家対策推進特別措置法案」が国会で今、議論されているということで私も承知してるんですけど、それを見ながらというような答弁が前回も答弁され、今回も答弁されてるんですけども、これはどのようなところを期待しながら、この法案を待っていらっしゃるんですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

その条例の中身といたしましては、今、法案のほうで検討されておりますそういった市町村の立ち入りであったりとか指導、撤去命令というか、そういったものまで及んでくると思いますけれども、それ、うちで、市のほうでやった場合に、その法案が成立が間近に見えてるところで、できれば、そういった確実なものになってから施行したいという思いがございます。

○29番（森川和美君） その気持ちはよくわからんでもないんですけども、この空き家の状態の戸数とかあるいは状態、さまざまな環境はやはり各自治体ごとに相当な違いがあると思うんですよ。そういうことからすると、国に任せてちょうか、国の施策上、特別措置法あたりを私はいつも思ってるんですけども、教育のことにしても、福祉あるいは農業にしても、国の政策っていうんですか、あれはもう何ていうんですか、頭のいい官僚の方が机の上だけでつくる内容が多々あると思ってるんですけども、そういうことから、農業問題にしても失敗をしてきてるわけですよ。教育の問題にしても、国のいわゆる指針に従いながらそれぞれ行われてきて、なかなか十分なものではないということからすると、できるだけ早く本市に合った条例を進めていくべきだと思ってるんですけども、そうしたときにその中の一つとして、危険老朽空き家対策事業補助金制度の導入を検討してるということなんですけども、どのように検討しているんですか。中身はまだ煮詰まっていないということですか。

○危機管理監（岩爪 隆君） お答えいたします。

この危険老朽空き家対策事業補助金制度につきましてですが、主要構造部、これは一般に柱とかはり、床、こういったものを含みますが、こういったものが使用不能で防犯・防災の面から周囲に危険を及ぼすものについて、撤去費用を一部助成するものであります。先ほども説明がありましたが、現在準備中ではありますが、やはり国におきまして「空き家対策推進特別措置法」、これが基本法となりますので、こういったものに基づき、条例、そしてまたこれに基づいた要綱、こういったものをつくりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○29番（森川和美君） わかりました。

それでは、4番目に入っていきますが、この認可外保育所に対しての、事業者に対しての助成、そして保護者に対しての助成を一般質問、提言あるいはまた委員会あたりでも大分前から、このことには触れているんですが、本市は旧始良町方式に規定を決めて、保護者にのみ年間1万円助成をしているわけですが、この1万円という基礎というのはどうなんですか、積算基礎。

○福祉部長（脇田満穂君） 1万円の根拠でございますけれども、この1万円の根拠につきましては、今、議員のほうからもございましたように、旧始良町の中でこの1万というのが決めてありまして、合併もこれが新市に引き継がれ、市内全域に波及をするという形で要綱がなされております。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 1万円に対して、預けていらっしゃる保護者の方から全然そのことに対して

の不满、そういった苦情等々は関係部署に幾らぐらい来ているのでしょうか。そこらあたりはつかんでいらっしゃいますか。

○福祉部長（脇田満穂君） 私のほうでは直接伺いはしておりません。

以上でございます。

○29番（森川和美君） この認可外保育所は、私の記憶では市内に6か所あると思っっているんですが、専門家の話では消費税の上がるパーセント、今回は3%、4月から上がるわけですが、その上がっただけ働きに出るデータがあるということなんですが、そうすると、ますます待機児童がふえると思っっているんですが、そこでお尋ねするのは、現在、一番新しい人数で待機児童何人いるのでしょうか。

これ、いろいろな待機児童のカウントの仕方があると思うんですが、聞くところによりますと、第1希望の保育園にして入れなかった場合、ほかのところにはもう入れたくないという方のカウントっというのはどうなってるんですか。そこもあわせてお答えください。

○福祉部長（脇田満穂君） 待機児童につきましては、国に報告する要件の中で3つの保育所を希望をとるということになっております。その中で、その3つの保育所を希望されて入れない方、それが待機児童という形で報告数値ということになります。したがって、本市におきましては、平成25年の10月というのが報告基準でございます、57名という形で報告をさせていただいております。

あと第1希望で何人、第2希望まででというのは申しわけございませんが、カウントしておりません。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 認可外保育所のところにも、1か所だけ責任者に会えなかったんですが、私、会ってまいりました。「もう大変ですよ」ということでしたが、聞くところによると、その保育士さん、それから預かっている児童、年間に2回以内、いろいろな検査を、健診をしないといけないということを聞いたんですが、それは事実なのでしょうか。

県からそのような指導があるということなんですけども、そこらの1人当たりの保育士、1人当たりの児童、どれぐらいかかるのでしょうか。

○福祉部長（脇田満穂君） 健康診断につきましては、私たち職員もそうですけれども、職員に付随して臨時職員の方も受けさせていただいております。また、この根拠といいますのが、国の労働安全衛生規則かだったと思っております。その中で1年以内に1回以上でしょうか、受けるようになっております。

先ほど触れましたように、本市の場合でございますと受ける方が多いので、大体6,000円程度というふう聞いております。したがって、少ない事業者さんが行かれた場合はそれ以上、場合によってはかかるかもしれない、金額的にはちょっと押さえていないところでございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） そういうところも含めて、非常に経営が苦しいと、しかしやめるわけにはい

かんというような話を聞くんですね。ですから、これも国の方向性を待っていらっしゃるんですが、今までそういった経営的の苦しいこと、あるいは預ける方の負担の重さ、そこらを考慮した場合に、認可している保育所との格差というのはそりゃもうびっくりするわけですが、それを皆さん、福祉向上という、あるいは待機児童解消ということからした場合に、あまりにも冷淡じゃないでしょうかね。市長はどうお考えですか。

○市長（笹山義弘君） 現在、待機児童が発生しているということは事実でございます。そういうことから議員ご指摘のとおり、今後、就労機会がふえるということをご予想しますと、この現象が、数が減るということはないというふうに思います。そういうことから含めて、保育のあり方ということについては、今後しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○29番（森川和美君） これは大きな一つの本市の、これ、県内でも薩摩川内、鹿児島市、これ手厚く助成をしているわけですけども、なぜそこあたりがやれないのか。これは、この待機児童数も先ほどの数字では57名とお答えがありましたけれども、実際は100人近くいるんです、今うなずいていらっしゃいますけど。ですから、そこらあたりをしっかりとしないと、我々議員にも責任もあるわけですけども、トップである市長の大きな一つの役割なんですよ。これは始良市の宝であり、国の宝であり、地域の宝なんです。

だから、児童には選挙権がないから非常に残念なところなんでしょうけれども、選挙権のあるところには、あるいは力の強いところには手厚くするというようなことが今後も続くのであれば、これは大変な問題だというふうに思っているわけですけども、ここじゃあもうこれ以上は差し控えますけれども、もちろん国の施策がこの待機児童、少子化対策にずうっと、このような状態ちゅうのはもうわかっておったわけです、20年、30年前に。それにその対策を講じてこなかったという大きなツケが来てるわけですけども、ここらあたりは、我々議員もあるいは皆さん、全ての方がもう少し真剣になって、事業者の立場、預ける保護者の立場に立ってやらなければ、大きな一つの問題だと思うんです。

私はあえて申し上げたいんですが、皆さんはどのような優秀な職員でも、どのようなすばらしい優秀な首長さんでも、いつかは必ずその地位を引く時期が来ると思うんです。そうした後に99.9%、この始良市に住み続けると思うんですが、そのときに一生いろんな問題を私は背負って生きていくんだと思うんです。それを考えた場合には、もう少し立場、立場に立って事を進めていただきたい、これを申し上げてこの最後の、最後じゃない。

4番目の公共交通、これはひとつ、この辺もいつも私は同じこと言ってるんですけども、もう少しこれも手厚くして、この答弁の中にいろいろな利用するほうがいいのか、調査をするということなんですけども、私は逆だと思うんですよ。利用してもらおうような対策を打つべきだと思うんです。調査する、どういう内容か調査するんじゃなくて、導入をして利用してもらおう交通網、これをしないから本市に限らず、私のところもこの巡回バスやらコミュニティーバスを走らせておりますよという、ただ単なる自慢になってるんですよ。

そこはなぜかという、補助金をその運行に対して情が入ってないんですよ。ただ、走らしておるんですよという感情だけでしているから、乗り手がないから空気を運んでるんです。タイヤが少ないからです、あるいはバス停が遠いから。私はこういうふうに思ってるんです。

だから、もし財政的に厳しかれば、大病院やら商業施設から賛助金を取ればいいんです、賛助金と

いうのを。これは恐らくどこも出してくれると思うんですよ。そこをひとつ検討してみてください。

最後のこの本庁舎ですが、これ、そろそろ市長、来期も市長に挑戦されるんでしょう、4月。そうであれば、ここらあたりで正々堂々と、ここに、ここならここ、加治木総合支所なら総合支所、蒲生につくる、じゃあ、じゃなくてどっかほかにつくるという選択の内容を示してもいいと思うんですよ。だって、つくる計画があるために基金を今5億積んでるんでしょう。本年度も1億ぐらい積むんでしょう。どうなんですか。

○市長（笹山義弘君） この庁舎建設の進め方としましては、5年目に入るということから、そろそろこのことについて機能の面とか規模、それから位置的なもんということの検討に入る必要のある時期というふうには思いますが、このことは、トップダウンで市長だけが決めるということにはならないと思います。いろんな市民の方々の声を拾ってどのような機能を持たすか、位置をある程度検討して、それを提案してそれがいいかどうかということになってこようと思いますが、そういう公的な場でのことについては、まだお話するときではないというふうに思います。

ただ、私の活動の中では、市民の皆様には始良市というのは蒲生と始良と加治木の合併でありますと、そういうことから、この3地区のバランスを考えた中での庁舎位置というのは必要であろうと、これは私見は許されますので、そういうことでお話をしております。しかし、公的な立場でのお話というのは、まだ時期尚早というふうに思っているところでございます。

○29番（森川和美君） これは非常に大変な難しい問題ではありますけれども、私が見たところでは、今のこっちの別棟かな、住民がたくさん来られるところは今がもう限界だと思うんです。それとあわせて、加治木、蒲生の両総合支所も老朽化が激しいわけでしょう。加治木あたりももう50年近くなるんですかね、中学校の跡地です、後の施設です。しかも、加治木の総合支所は、今使ってるのは半分ぐらいしか使ってないと思うんですが、その中で職員を、市民のために一生懸命働いてる職員を、オーバーに言えば、危険なところにお仕事させとるわけでしょう。

そこ含めると確かに大きな計画、そして事業費もかかりますから、もちろん慎重にやるべきではありますけれども、この庁舎建設は、私はトップダウンでしっかり説明をしさえすれば、市民の方は納得していただけると思うんですけれども、どうなんですかね。

これ、いろいろアンケートをとったり、あちこちで、例えば庁舎建設を聞く会と仮称した場合にそりゃもう取りとめはつかんと思うんです。そうなると、やっぱりトップダウンでさまざまなこういう状況が発生しておりますと、総合支所もこういう老朽化だということも含めれば、しかも今、右側のほうと左側のほう、分かれておるわけですよ。できれば全部まとめて4階建てあたりをつくれば、最高な住民サービスができる施設ができると思うんですが、非常に勇気は要るんでしょうけど、ここで発揮はできませんかね。

でも、あるところではここがいいと、何かこれは聞いた話ですよ。加治木の商工会の飲み会の中では、やはり加治木にというような話を聞くんですが、これはどうなんですかね。

○市長（笹山義弘君） 進め方ですけれども、議員ご指摘のとおり、お一人お一人のご意見を聞くと収拾がつかない可能性もございますから、庁舎内である程度の機能とかそういうこと、いろいろ積み上げまして幾つか考え方をまとめた中で、いろいろなところにお示しをして、判断をいただくというこ

とになってこようというふうに思います。

ただ、今いろいろな種々の説明会を各地でやっておりますが、その中では先ほど申し上げましたように、蒲生と始良と加治木の地区をバランスを考えますと、当然、今、機能的に使っておりますところが一番、地の利的にはいいということになってくると思います。しかし、そのことを今ここでということには差し控えさせていただいて、もし許されれば、公約的なところにのせて判断を仰ぎたいというふうに思っているところでございます。

○29番（森川和美君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（玉利道満君） これで、森川和美議員の一般質問を終わります。ここで、しばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前11時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

3番、湯元秀誠議員の発言を許します。

○3番（湯元秀誠君） 登壇

はや、合併いたしました4か年が経過いたしました。町から市へ、町長から市長へ、町議会議員から市議会議員へ、7万5,000の母体のこの始良市に本当にふさわしい市長であったのか、議員であったのか、レベルアップできたのか、今それぞれに私も皆さん方も顧みる時期じゃなかろうかと思いますが、さまざまなこの行政の事業の中で、今回は、住民の方々の共生、協働の活動の一つであります交流という1つの言葉の中に、2点ほどの質問事項を出させていただきました。

1点目の国際、国内交流は民間レベルで。

質問要旨でございますが、韓国の芸術高校と蒲生の子どもたち、そして合併して始良市の子どもたちの交流が始まって20年近くが経過して、多くの子どもたちが韓国を訪れ、韓国の生徒がどんと秋まつりに参加し、ホームステイをしての交流が続いてきております。

この子ども交流のきっかけは、からいも交流から始まり、韓国の学生と蒲生郷太鼓坊主のメンバーが、韓国で太鼓演奏する約束から始まったこととあります。隣国といえ、当時、国内では民間レベルでの交流がほとんどなく、さまざまなルートを探索しながら海を船で渡り、日本の民間人としては小さな交流の糸口を初めて開いた偉業と言われ、国内でも高く評価されております。

また、夏には始良市の子どもたちが韓国の芸術高校の生徒たちとホームステイを通じ、交流を深め、昨年のどんと秋まつりには、例年のとおり、芸術高校生も参加して多くの人たちとの交流が続き、互いの子どもたちの国際感覚を養うのにふさわしい交流となっております。

要旨の1、市長も昨年の夏に、子ども交流に韓国へ同行されたようですが、その目的は何なのか、また何か問題が発生しているのか、同行の要請があったのか。

要旨の2、今日までこの交流は民間での交流に徹してきており、さまざまの国際問題に左右されず

に今日まで続いてきております。真の子ども交流なら教育関係者の同行ならわかりますが、市長や行政側がなぜ関与しなくてはならないのか、市民の方々には予算の無駄遣いであるという言葉も、理解できないという方もいらっしゃると思います。行政側から誰が同行し、その行程と予算措置の説明を求めます。

要旨の3、現在、始良市が関与する姉妹盟約等を含め、官民の国際、国内交流の事業の実態をお示し願いたい。また、その予算措置の説明を求めます。

要旨の4、国際交流の必要性は、そこから市民が何を学ぶか、そこから郷土愛が生まれ、国際感覚が培われるものと理解しておりますが、それぞれ経緯や目的が異なることは理解しておりますが、行政は執行側で関与するのではなく、黒子に徹し、交流を支援すべき立場が望ましいと考えるところでございます。全ての交流を検証し、市民に示して交流活動の充実を図るべきと考えますが、市長の見解を問います。

要旨の5、一昨年、東海地区の始良会が発足して、大変喜ばしいことであります。その発足には、加治木高校、加治木工業高校の同窓会を中心に進められ、発足に至りました。また、始良市側からの主導的協力があったとの言葉などをいただき、感謝の言葉をいただいておりますが、以前からの東海蒲生会、つけ加えますけど、大楠会ということでございますが、東海蒲生会のことについてはどのような協議がなされたのか。岐阜、愛知は集団就職で行かれた方々が多い地域であります。その方々が今日までふるさとは一つと支え合い、励まし合って来られたのでありますが、蒲生会からの出席者が少なく、見られず、残念でありました。それまでの経緯を示していただきたいと思っております。また、ここで要した予算措置も問います。

質問事項の2、イベントは市民参加の民間主導でという題でございますが、要旨の1、始良市の夏祭りは、旧町の商工会の主導で取り組まれ、市民の楽しみとして、合併してもそれぞれに実施されてきましたが、商工会の合併で今後の検討はなされているのかお伺いいたします。

要旨の2、秋祭りも名称の違いはありますが、旧町でそれぞれ実施されています。市の予算措置はどうなっているか。

要旨の3、実行委員会があるにせよ、行政の丸抱えでなされている祭りではないかと思えるイベントもあるようであります。予算措置はどうなっているか、また検証はなされたことはありますか。

要旨の4、秋祭りなどは、農・商・工の方々や市民の方々に直接触れて理解を深めてもらい、PRする場としての目的ではないかとも考える。民間主導の取り組みを今後どのように推進していくかを問います。

あとは一般質問席から行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の国際、国内交流は民間レベルで、についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

韓国との交流に関しては、第16回となるもので、日本一大楠どんと秋まつりにも通じるものがあります。詳細及びその内容、意義については議員お示しのとおりであります。

ふれあう旅「韓国」研修事業は、平成6年に旧蒲生町において日本一大楠どんと秋まつりで民泊受け入れを行った家族や児童生徒の要望により、秋まつりの実行委員及び町・教育委員会で実行委員会

を立ち上げて始まった事業であるとお聞きしております。

現在も、蒲生町国際交流協会の事業として、市の補助を受け、毎年引き継がれております。

平成23年第1回定例議会においての一般質問で、同年1月に実施しました私の台湾・員林鎮の訪問視察に関して、蒲生の韓国との交流を鑑みるに気配りを欠くのではないかとのご指摘をいただきました。

そのことを真摯に受けとめるとともに、市長としてこの事業のありようについて実際に同行しなければ実感できない部分もあると考え、計画したものであります。

さらには、姉妹盟約に関する情報収集を幅広く行うことも大きな目的でありました。したがって、同行は市長として自主的に判断したものであります。

当初は、平成24年度予算の議決をいただき、実施することとしておりましたが、台風の襲来により中止となりましたので、今回の韓国訪問が実現したものであります。

秘書広報課長が同行し、国立伝統芸術高等学校及びクムチョン区への土産代として交際費から2万円、2人分の旅費としまして25万5,340円を支出しております。

7月31日、鹿児島空港にて結団式を行い、夕方、国立伝統芸術高等学校にて対面式を行っております。

8月1日、同高校の応接室にて、クムチョン区区長及び幹部職員の表敬訪問を受けました。その後、韓国の最北端、臨津閣を訪問いたしました。

ここは、38度線に横たわるイムジン河をさらに横切り、北へ向かったところにあり、同じ民族が分断される悲しい顔がそこにはあります。その後、国立伝統芸術高等学校の校長、芸術部長を交え意見交換の場を持っていただきました。

そして、8月2日早朝の便にて帰鹿いたしました。なお子どもたちはホームステイをしながら、8月4日に鹿児島に帰っております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

現在、市が姉妹都市盟約を締結しておりますのは、日置市であります。

国際交流事業は、3地区の国際交流協会を中心に行われております。始良市始良国際交流協会では、講演会や料理教室、加治木国際交流協会では、ウォーキング&ランチ会や外国人との市内観光に取り組んでおられます。

そして、蒲生町国際交流協会では、国際文化事業において、ふれあう旅「韓国」や日本一大楠どんと秋まつりにおける韓国学生との交流に取り組んでおられます。

予算措置ではありますが、蒲生町国際交流協会へ補助金として30万円を支出しております。

4問目のご質問についてお答えいたします。

国は、地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針を発表しております。

その中で、地方公共団体の国際交流にかかわる意義として、「地方公共団体が、地域レベルの国際交流を推進していく基本的な意義は、それによって世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていくことに位置づけられるべきである。このため、地域の特性を生かしながら、国際交流事業を推進して、住民の国際認識と国際理解を喚起し、国際社会における地域アイデンティティを確立して地域産業・経済を振興することを主眼とするべきである。」としております。

この意義を見ますと、一般的に認知された国際交流のあり方であり、私どももそのような認識でいるところであります。

また、議員ご指摘の国際交流のあり方も同様であると考えているところであります。

さらに、この指針の中で、地方公共団体が行う国際交流事業の視点として示されている「地域産業・経済の振興を図ること」、「地域にとって必要な情報収集・提供すること」、「地域における行政主体として国際協力を行うこと」の部分について、市として取り組んでいかなければならない案件であると考えております。

これには、グローバルなものの考え方を体験するための文化的交流だけでなく、経済性の高い地域振興も念頭に置いた国際交流も考えていかなければならないと考えております。

しかし、これには、新たな交流のノウハウの構築も必要であり、時間を要するものでありますが、それを理由に手をこまねいていても何も前に進まないと考えております。

このことを打開していくのは、市長が先頭に立って実践していかなければならないことであると考えているところであります。

今後、市の職員も時期を見て海外の体験をさせて、民間と協働で行う交流のあり方についても模索していきたいと考えているところであります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

懸案となっております東海始良ふるさと会は、関係各位のご尽力により、昨年7月13日に設立総会を行い、発足したところであります。

設立準備会議を平成24年10月22日、25年1月27日、同年5月11日に行いました。

その発足の呼びかけにつきましては、議員お示しのとおり、加治木高校及び加治木工業高校の同窓会名簿をもとに、東海始良ふるさと会の設立趣意書を約350人に送付いたしました。

東海蒲生大楠会につきましては、平成22年1月30日に、通常2年に1回行われることになっていた総会が、合併を前にして繰上げて行われたとお聞きしております。

しかしながら、同窓会の方々からお声かけの努力をいただき、総会当日は52人の会員出席のうち、蒲生出身の方は10人で東海蒲生大楠会の方もご出席いただきました。

東海始良ふるさと会では、ことし3月はじめには今年度総会へ向けての役員会が開かれるとお聞きしております。

役員の皆さんも新規会員の加入を気にかけておられるようでありますので、東海蒲生大楠会についての連絡先を含めた情報をお持ちであれば、お知らせいただきたいと存じます。

今回の設立総会に要した経費につきましては、参加者から会費6,000円を徴収し、市からお祝い金として、市側の参加者6人分6万円及び懇親会用焼酎、抽選会用景品代等に9万7,545円を支出しております。そのほかに、さつま司酒造と白金酒造から懇親会及び景品用の焼酎をご提供いただきました。

次に、2問目のイベントは市民参加の民間主導で、についての1点目のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、昨年4月1日に始良市商工会が誕生いたしました。

夏祭りにつきましては、ご質問のとおり、旧町それぞれの商工会主催により開催されてきたところでもあります。

始良西部合併協議会において観光イベント・伝統行事に関する協議結果は、伝統や歴史文化が失われないよう、現行のとおり新市へ引き継ぐことしておりますが、内容・期日等が類似しているものについては、関係団体と連携し、再編していくことになっております。

お祭りの一般的な目的や意義は、五穀豊穡をはじめ、商売繁盛、無病息災、豊楽万民、祖先崇拜、

子孫繁栄などを祈念、祈願して行われるもの、またこれらの成就に感謝して行われるもの、節句などの年中行事が発展して行われるものなど多種多様であります。

本市の夏祭りも、これらのお祭りの一つですが、内容・期日等が類似しておりますので、始良市商工会と連携し、再編すべきと考えているところです。

しかしながら、昨年11月29日の商工会役員の皆様との懇談会では、従来のスタイルでの存続要望がありましたので、再編のあり方等を含め、検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

秋祭りの予算措置につきましては、それぞれの実行委員会へ補助金を交付し支援しております。

本年度の補助金額につきましては、日本一大楠どんと秋まつりに420万円、かじき秋まつりに200万円、あいらふるさと秋祭りに40万円を交付しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

言うまでもなく、始良市は、間もなく5年目を迎えようとしております。

新市の誕生に伴い、市民の皆様の一体感を醸成することは、私に課せられた大きな課題の一つでありました。

それは時間が解決するものではなく、目的意識を持って、政策的な仕掛けを積極的に行うことで促進されるものだと考えております。

お祭りやイベントを通して、市民の交流が図られます。また同時に、始良市をPRする有効な手段にもなります。

このような意図を持って開催したイベントに「あいらん家うまいもんフェスタ」があります。実行委員会へ補助金を交付して開催されておりますが、本年度の交付額は500万円でありました。昨年11月30日と翌12月1日の2日間にわたって開催され、約5万5,000人に来場していただいたところであります。

したがいまして、行政の丸抱えとは思っておりませんが、政策的意図を持って行うイベントにつきましては、永続的に行うことは考えておりません。

所期の目的の達成度合い等を検証し、社会の変化に即した新たな仕掛けを展開していきたいと考えております。

また、検証の手法はいろいろあるかと考えますが、一つの手だてとして、来場者へのアンケート調査を実施しているところであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

1点目のご質問にお答えしましたとおり、お祭りは、本来、超自然的存在への様式化された行為であります。特に秋祭りは、農作物の収穫、自然の恵みに対する感謝の念をあらわすお祭りであります。

議員仰せのとおり、市民の皆様が互いの交流を通して、農業に対する理解を深めてもらうよい機会でもあると考えますので、民間主導の取り組みを大いに進めていただくことは大切なことだと考えております。

そのためには、農・商・工の代表的組織である農協や商工会、就農者団体などが、より主体的にかかわっていただくことがポイントになると考えますので、今後ともさらなる連携を深めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（湯元秀誠君） 市長のほうに喉が渇くぐらい、今回は、イベントについてとか、交流についての定義やら意義やらたくさん答弁の中に盛り込んでいただきまして、非常に内容ある答弁をいただいたと思ってるところでございます。

まず、質問事項の国際、国内交流は民間レベルでというところの要旨の1でございますが、市長は一昨年、計画されたんですよね、最初は、でしたよね。あのときの目的と私が聞いた目的と今回の目的は、若干違うようではありますが、それはどうなんですか。

○市長（笹山義弘君） 民間レベルで長く交流を続けていただいておりますが、そういう中で始良市においては、台湾との交流、それから韓国との交流という国際交流が17年から20年続いておりますから、そういう中で行政としても、それを側面から支援するという必要であろうということで、それと国際交流、姉妹都市のことも視野に入れながら、こういう施策をする必要があるということと判断したところであります。

○3番（湯元秀誠君） 一昨年、韓国に行かれるつもりで、子ども交流に同行されて行かれる予算を立ててらっしゃいましたね。台風で何か延期になって、市長の都合もつかないということで断念されたわけです。そのときは、クロツラヘラサギの関係で姉妹締約も結ぶ、そういうところ訪れたいという目的も含まれてたんじゃないですか。違ったんですか。私が間違っていたらごめんなさい。そういう説明を受けたような気がするんですが。

○市長（笹山義弘君） 一昨年の台風で中止を余儀なくされたその交流については、基本は、蒲生のこの交流に同行して、ここを第一にするということとありますが、その中で、本市にはクロツラヘラサギが飛来すると、その夏の生息地が韓国の国境にあるということもありましたので、そのことも含めての計画をそのときはしたところでございます。

○3番（湯元秀誠君） やっぱ目的はもう韓国に行きたいと、そういうことにしか映らんわけですよね。私らこうやってみんな笑います。そういうふうに見えるんですよ。やはり、今回、市長がしっかりと、先ほどの答弁でいただいておりますから。もちろんそういうクロツラヘラサギを通じての交流、これもまた非常に美的でいい話です。とは思いますが、行く先はソウルですよ。ソウルに行かれたわけです。日本では東京です。大都会ですよ。

そして今回、区のほうに、この学校が所在する区のほうに出向かれたということは、これは市長の要望なんですか、向こうからの要望なんですか。あれを受けられたと、学校で、向こうの区長さんたちと会われたということですが、これはどういういきさつなんですか。

○市長（笹山義弘君） 今回、私が首長として、市長として同行するということが向こうにもわかったと見えて、当初、計画はなかったんですが、そのことを受けて、向こうの区長さんもしっかりとお会いして、歓迎の意をあらわしたいということで、向こうからのお申し出でそういう、急遽会うということになったわけでありまして。

○3番（湯元秀誠君） そりゃ行きますよと言えば、おのずとそういう、市長さんがいらっしやれば、そういうレベルでのセッティングをしなければならぬというようなことも起ころうかとは思いますが、この子ども交流を含めての韓国の交流は、これは先ほど私が申し上げましたけど、これは「コグマ」交流という形の大学生が来たころから始まってます。これ、行政、今までノータッチなんです。一回も行ってないんですよ。民間レベルでの主導性を持ったやり方でずうっと来てるわけです。蒲生町時代も首長誰も行ってないんです。あくまでもお金は出すけど、口を出さない、そういうやり方でやってきてんですよ。ここに来て市になって、市長もいろんな形で思いもありでしょうが、それは、私は別に市長のお考えですから、やはり交流を進めたいということは否定はしませんが、やはりやってる方々の取り組みのことの尊重をするという一つのものを考えれば、別行動でいいんじゃないかなと思うんです。

そういう思いを考えますと、今回の市長が行かれたことと含めて、じゃあ今から、じゃあそれに行かれて、何を目的でどういう狙いがあるってということまで聞かなくてはならぬわけですよ。今、先ほど私が言いましたように、答弁のほうで、例えば経済的なものも含めた国際交流のあり方の定義みたいなことをたくさんご答弁いただきましたけど、市民は、そういうことよりも現実、市長はないごてだったろうかいということになるわけです。市長の日記を見ましても、行ってきましたと、市長日記見ましてもそういうことにだけしか触れてないわけです。狙いやら何やらそういうものは、ほとんどわかんないことはできません。ですから、そういうこともやっぱり必要じゃないかなと、行かれるなら。

そういうことを思って、この韓国の交流のこともここで触れたわけですけど、秘書広報課長が何で行かないかんとですか、同行されたの。それは、その役割は何なんですか、ここでの。

○市長（笹山義弘君） 今回、前のときも事前にこの団体としっかり打ち合わせをして準備をしたんですが、残念ながらそのときは行けなかったと。今回、行くについても事前に団体と打ち合わせをしました。その中で団体の長の方がおっしゃるのは、こうして我々の運動が続いてきたということもあるけれども、改めて行政の長が行ってくださるということは大変ありがたいことだということで、感謝をいただいております。そして向こうで、行きましたことで向こうの区長も対応いただいて、今後そのことも大変感謝をいただいたと。活動が側面から支援はするというものの、大きく広がっていく可能性がありますので、そういうことで感謝をいただいたということでございます。

その秘書課長の役目ということについては、私がそういう出張をする際には、必ず職員が同行して私の身の安全も含めて、いろいろな打ち合わせ、そのことについてもあたるということになってございますので、その延長上にあるというふうに考えているところでございます。

○3番（湯元秀誠君） 市長の身の安全やらを含めて秘書広報課長が行かれたという、それは市長の権限がどこまでそれが行使されるかというのは、それはもう市長のお考えですので、予算措置も含めて。国際交流には30万、今回の2人の旅費には25万、予算措置を含めて市民がどう思うかですね。

やっぱり何らかの行かれた足跡を残して、やっぱりこの交流を前に進めてもらいたい。しかし、聞けば、1回ぐらい市長を行かしたほうがいいのかよと、やっぱりこういうのはいろいろあるからねという話で、行かせたような雰囲気があるんですよ。ですから、やっぱりそういう周りのこともやっぱり配慮しながら、市長が自分から行きたいということだったということも聞いておりますので、やっぱり

教育関係者とも話をされて、課長がハングル語ぺらぺらで、逆にほかの交流の子どもたちも含めて、引率ができるぐらいの通訳にふさわしいようなことができればいいですよ。それはもうそうですけど、教育委員サイドがあるわけです。社会教育課の担当も一生懸命、今まで走り回ったり、今回もなんらかの形で仕事じゃ関与したと思いますよ。どうですか、その点は。

○市長（笹山義弘君） 私としましては、国際交流という姉妹都市も視野に入れながら、将来的には英語圏は2つぐらい、そしてアジア圏に2つぐらい、そういう姉妹都市を持って、そのことによって、市民の国際の感覚が高まっていく、そして関心も平和に対する考えも進んでいく、そういうことがあるというふうに思っておりますので、今後ともこういう活動は進めさせていただきたいというふうに思います。そういうことから、以前からゆかりがあった台湾も含めて、この韓国もそのようなことで、そういう発展的な事業になればということも視野に入れながら、しているところでございます。

○3番（湯元秀誠君） 姉妹盟約に関する情報収集に行かれたと、ここで答弁をいただいているんですが、この今回行かれた韓国のその区は姉妹盟約を結べる感触はありましたでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 国際交流のあり方というのは、いろいろな形が……。

○3番（湯元秀誠君） 簡潔にお願いします、時間がないですから。

○市長（笹山義弘君） そういうことであると思います。ですから、都市と都市の姉妹盟約ということも、姉妹盟約をきちっと結ばなくてもそういうゆかりがあるわけですから、交流ということについては、広がっていくのではないかというふうに思います。

○3番（湯元秀誠君） 今、交流が続いているのは、国立芸術高校ですよ。全国から、あの高校自体が韓国の全国から来てるんですよ、生徒さん方が。ですから、あえていろんな形をとらなくても、韓国の全国からいらっしゃってる生徒さん方と交流してるという感覚を持てば、それで十分国際交流は豊かなものになってるような気がするわけですが。

また、その若い人たちの場合は、そこから社会人、大人になっていく過程で、またそれぞれの地域やら社会やら世界を股にかけた人たちが育っていくわけですから、非常に子どもたちの交流というのは発展性が物すごい、国際交流という一つの用語の中じゃ、発展性というのは物すごい高いわけです。我々大人、地域に定着した者からすれば、若い子どもたちが世界を学ぶ、社会を学ぶ、いろんな形では、この交流で育まれるものちゅうのはそういうものだと思いますよ。ですから、子どもたちへ国際交流感覚を養わせてやろうというものの目的は、やっぱそういうものじゃないかなと思うわけです。

今後のそういう韓国の子ども交流を通じて、市長もまたお金をどんどん出してくださって、そういう交流を活発に。この交流はやっぱいいことだと思います。そして、始良市全体に、始良市の全体的子どもたちに呼びかけてやっていますが、なかなか子どもたちが、いろんな子ども行事等があったり、クラブ等があって少ないようでございますので、もっとこういう行政側からの啓発もしてほしいなと思うところでございます。

おととい、月曜日の新聞、南日本新聞の「かお」読んでらっしゃいますか、市長。読まれました。

イ・サンインさんの記事に載ってますよね。読まれたから、あえていろんなことは読みませんが、読んでらっしゃらない方も読んでほしいですよ、この記事は。この方、私ももちろん国際交流、子ども交流で何回となく韓国にも行って、受け入れも何回かやってきました。この方は、もう欠かせない先生であるわけですけども、やっぱりこの意義というのが、向こうの先生からこうしていろんな形でお話いただけるというのは、やはり始良市民にとってはありがたい、国際交流の理解を深めるには非常にいい教材になるんじゃないかならうかと私は思います。

今回、残念なことに、市長はクロツラヘラサギの繁殖地である韓国と北朝鮮の国境沿いに行かれたということなんですが、今までは独立記念館に行ってるんですよ。今回は、独立記念館には行かれてはいないですね、市長は。

**○市長（笹山義弘君）** クロツラヘラサギのところは、仲介する方がそういう立場になくなったので、今回できておりません。それで今、ご指摘の施設等については、私も勉強させていただいておるところでございます。

**○3番（湯元秀誠君）** やはり交流を深める、交流が深まっていくというのを前提には相手を知る、相手の国を知る、そういうことだろうと思います。

私も、おじが朝鮮のほうで巡査をしたということです。昔の写真が、私の子ども心がついたころから、すさまじい写真があったわけです。記録が残っているのをおじが持っていて、隠れながら見たんですが、まさしく独立記念館に交流が始まってすぐ行ったときに、同じものの光景でした。物すごいショックを受けましたが、おじもその戦争のことやら写真のことについては、一切触れずに隠していたつもりですが、やっぱり子ども心、探し出して見たものでしたが、あれショックですね。

自分たちは、この平和ぼけした日本にいますと、どうしても隣国をどうだこうだ、憎いとか何とかそういう教育も今、受けてませんが、やはり向こうにとっては、そういう思いを忘れるなという、痛恨の思いでああいう施設が残っているわけです。この韓国の高校の先生たちは、そういうのを日本の子どもたちに見せたくないという姿勢をとられるわけです。

でも、この太鼓坊主を含めて今までやってきた、本当に自分たちの力で韓国との交流を深めていこうと汗かいた人たちは、そんなのは問題ないんだというふうに、やはり向こうの方々の思いを感じ取るということで独立記念館にも足を運ぶ。もちろん子どもたちもショックを受けますけど、逆に言えば、それが理解を深めることになり、お互いが平和を議論する場所になるということにつながるんじゃないかならうかと思いますが。

そりゃ、全国の子どもの中で始良の子どもが何人かがそれを感じたって、それは平和に直結するかということではありませんが、きのうの小山田邦弘議員の話でもそういうちっさな声の世界を動かす、そういう場面もあるわけです。

この間、台湾の員林鎮の方々との交流がありました。私は議長代理で交流会に行きましたが、市長は、「私は平成の義弘です」と、武将島津義弘公をなぞらえて、そういうことをおっしゃってましたが、あれは韓国でもやられたんですか。

**○市長（笹山義弘君）** 始良市の歴史ということについて、あれは懇親会の場でありましたから、そういう意味で始良市の伝統芸能であるくも合戦とか、そういうことを紹介する中で触れたフレーズであ

ります。したがって、韓国ではそういう場はありませんでしたので、そういうことはしておりません。

○3番（湯元秀誠君） 私ども韓国に行きました。この学校、交流する学校は芸術高校ですね。あるいは伝統芸能も含めて多彩な芸能を磨く場所であり、世界に羽ばたいていくようなたくさんの優秀な芸能文化、放送等含めてたくさん輩出した高校の姿ですけども。

私ども、質問を受けたんですよ。蒲生に来られたときに、「郷土芸能は何があるんですか」と。太鼓おどい、バラおどい、兵児おどい、ありますよね。そこまで言えるんです。由来はと聞かれるときに答えられんです。朝鮮征伐の凱旋祝いでしょう、豊臣秀吉の。義弘公が命を受けて行かれた、朝鮮征伐に行かれた、言葉そうなってます、私のとこのバラ踊りも征伐で。その凱旋祝いに踊られた、義弘さんが命じて、それをいろいろ歴史的にはいろいろ、山田の誰にこうというのがありますけども、そういう形で残ってるわけです。その由来が言えなかったです。そういうことが、例えば相手、義弘という、義弘公が相手国にとってはどういう印象が残ってるか。やっぱりいろんなことも気を遣わないかんですね。そのことについては、市長はどう思われますか。

○市長（笹山義弘君） 太鼓踊りの由来というのをいろいろ各地に伝わっておりますので、あろうと思えますが、私どもが学んだところによりますと、義弘公というのは、武人でもありましたけれども、大変、文人としてもすぐれた方であったと、茶道にも精通しておられましたし、そして文禄、慶長の役、確かに豊臣秀吉公の命で行ったわけではありますが、そういう中にあっても義弘公の治めた領地については、当地の方々もまちおこしということについては積極的にかかわって、非常に統治がうまくいったと、ですから、義弘公の人柄がそこに出ているのではないかというふうに私は感じております。

○3番（湯元秀誠君） それは我がサイドで考える話であって、やはりいろんなことを思いを寄せれば、薩摩焼の韓国から連れてこられた15代、16代前の方々の思いを寄せれば、そう簡単なものじゃない、そういうものじゃないような気がしますね。それはそれで市長のとり方ですので、それで置きます。

この間の台湾との交流の中で私ちょっと考えたんです。秘書広報課長がことしは何年かの、交流が始まって何周年かの記念なんです。何かそんな話です。正しくは覚えてないですけど、何年かの記念行事がある、台湾に行かれると、秘書課長も私も行きますというようなことをもうあの場でちゃんと言うわけです。あれ、もう決まってるんですか、秘書課長が行かれるように。予算化もされたんですか、今回。

○総務部長（屋所克郎君） 員林鎮との交流の場のことということでございますが、まだ予算化等はされておられませんので、行く場合には、また議会のほうへ提案をしたいと思えます。

○3番（湯元秀誠君） いや、だからあそこで公言されたような話、課長がされましたから、それを私は問うているわけですよ。日本人は社交辞令で物を言うんですね、外国の方に、何々があるから、私持っているから送りますよとか。もう、これもその一つの社交辞令なんですか、秘書課長が言われたことは。

○総務部長（屋所克郎君） 私は、秘書課長が言ったことちょっとよく記憶しておりませんが、それは今、言いましたように、もし行くのであれば予算処置をしますので、今の段階ではそれはないというふうに思っております。

○3番（湯元秀誠君） 予算がついてないのにそういうことを公の場所で、あれは市主催のやつだったでしょ。市主催の懇親会じゃなかったんですかね。私が間違っていたらごめんなさい。どうですか。

○総務部長（屋所克郎君） 秘書課長のほうに答弁させます。

○総務部秘書広報課長（宮田昭二君） 秘書広報課長の宮田でございます。よろしくお願いたします。当日の交流会の場でのことでございますが、員林鎮、ロータリークラブの周年記念がございますということをお聞きしました。それにつきまして、市長が行かれる場合は、先ほどの韓国の例もございしますが、同行するべき立場にありますので、そのように申し上げたわけでございます。以上です。

○3番（湯元秀誠君） 私が言いましたね。わからないことは言わないほうがいいんです、外国の方には。まともにとるんですよ、全て、ストレートにとるんですよ、外国の人は。日本の感覚にはないんです。だから私が言う国際交流は相手のこと、相手、国際交流とは何ぞやと、この理論もそうですが、現実には約束事をしたりとか簡単にするもんじゃないんです、日本人と違って。そこは皆さん、肝に銘じるべきだと思います。もちろん予算をもって、民衆の公的予算をもって執行されて、それを行政される側に立たれる方が、確信があればですけど、今年度の予算はまだ立ってないわけですから、まだ承認されてないわけですから。それは言っちゃいかんですよ。どうですか。

○総務部秘書広報課長（宮田昭二君） 予算に関しましては、議員仰せのとおりだと思っております。

○3番（湯元秀誠君） もうつべこべ言いません。この交流については、国際交流、国内交流については終わりますが、1点だけ東海大楠会の件についてでございますが、やはりこの発足ときに、執行側が今回、主導とっていらっしゃるわけですが、これ、やっぱりちゃんと掌握しながらやはり親切な対応をしながら、やはりやってほしかったなと思うんです。会長さんもいらっしゃるわけですよ、そこには。私は電話やら声をかけたりしたら今度10人中5人はいます、来つとなら行っどという方が。ですから我々が行けば、電話も1本ぐらいするわけですが、会員さんも来られたりするわけです。

その中で東海大楠会の蒲生のほうには、蒲生の大楠会の方は会長さんも来ていらっしゃるわけですね。来ていらっしゃるんですけど、話を聞いたんですけど、後日、話す機会がありました話をしましたら、「やっぱり我々は加治木高校、加治木工業は出ちゃらんでやな」と言うのと、「やっぱり私なんか中卒したりして集団就職で来た者同士がこうして、それだけじゃないんだけど、そういう支え合ったり、励まし合ったり、今日まで来たようなものだからレベルが違うんですよ」という話もちよこつとされるんです。ちょっと配慮が足りないんじゃないかなと思いつつながら、これが今回、多分始良市側の主導で今回お手伝いされたと思うんですね、これやり方が、東海始良会を立ち上げるにあたって。

ですから今後、さっき市長の答弁の中でもありましたけど、そういう方々をどうして呼び込んで、東海始良会が発展していくかちゅうことです。また、いろんな形でご配慮していただければ、非常にその方々も救われるんじゃないかと思う。たくさん、私どもが3年ぐらい前に行ったときには40人、50人が来ていらっしまったわけです。そういう方々へのご配慮もしていただきたいと思うところです。

それから、イベントの件に入りますが、夏祭りはそれぞれの旧町の姿でなされるということで、それは私も大賛成でございます。それぞれ3町がやって天気のいい日、悪い日、いろんな形がありますが、1本見過ごしたから、今回、向こうに行ってみようとか、いろんな選択肢が市民にあるので、それはそれで資金面が、寄附を含めて協賛金なども集めるのも大変でしょうけど、そういう形ができるもんなら、今のままで継続していただくことが一番いいんじゃないかなと思うわけです。

時間ありませんから、二、三点ちょっとお聞きしますけども、私、おととしの秋祭りですか、加治木の秋祭りに漆のお米さんありがとうという踊りを依頼受けたわけです。そのとき市職員の方から依頼を受けたわけです。当日はすごい雨だったんですね、残念なことに。ずうっとこういう一日中っていうんですか、見ていましたけど、実行委員の方々の動きがほとんど見えないんです、お店もたくさんありますけど。市の職員は、担当者がこう動いてますけど、これ、民間レベルでのイベントなのかと、民間レベルであれば、雨は予測できる、会場もいろいろある、いろんなけんけんがくがく、いっぱい検討がなされているはずだけど、あのままお客さんはほとんど寄りつけないような会場でなされているなというようですね。

あれ、エアドームですか、子どもがぼんぼんはねるのが、おっきなのが設置してありましたけども、舞台の横に、子どもたちを遊ばせよう。もちろん雨ですから、ほとんど誰も遊んでいない、あれ幾らぐらいするんですかね、ぼんぼんはねて遊ぶあれは。何ちゅうんですか、あれは。

○加治木総合支所長（木上健二君） お答えします。

昨年度、一昨年度ですか、秋祭り、雨であったということで、今年度も雨にたたられまして、時期的なものもあるかもしれませんけども、そういう反省を踏まえまして、今年度はあの運動場ではなくて、駐車場に変更しました。これも皆さん方からの実行委員、また各部会のいろんな方々入っておられますので、そういう意見聞きながら、反省点として、まずはもう場所はそこに移さんな、雨はもうちょっと予想できません。もう日程が組まれてますので、なかなか変更というわけにいきませんので、もう思い切って場所をあの場所にしたんです。

今回は、雨は降りましたが、大分、途中からやみましたけども、おかげさまでぬかるみもなく、後から市民の方もいっぱいいらっしまして、3,500から4,000人ぐらいは来ていらっしました。そういうことから来年もそういう形でしていきたいというふうに思います。

アトラクションの分につきましては、今ちょっと、今ここの中では見つけることができませんので、あともって、幾らぐらいかかったかというのはちょっとお知らせしたいと思います。

○3番（湯元秀誠君） 私が言うのは、「お金が幾らかかったのかな」と周りの人が言いよったですから。誰も使わない、子どもがたまにしか、もう雨がさつとやんだときに遊んでるだけで、「あれ、幾らぐらいするんですかね」と私に聞かれまして、私も答えられなかったですけど。もちろん天気もあるでしょうけど、行政、ああいう祭りをやれば簡単ですよ、レンタルで物が済ませる祭りであれば。

例えば、蒲生のどんと秋まつりなんかあいがもレースとかやってカモを走らせたり、それぞれアイデアが、実行部隊がちゃんと、実行委員会で本当に手づくりのイベントが計画されているわけですから。それは、雨も含めて想定でやってるわけですね。

本当に私が検証してほしいちゅうのは、悪いということじゃないんですよ、悪いということじゃ。レンタルでもいいんです。その予算が最大限に市民に還元できる、還元されてるイベントならいいんですよ。行政がやると、一応あったなど、お金も予算もちゃんと使ったと。その結果じゃ、私はイベントに意義はないと思います。ですから、そういう検証が必要じゃないのかなと思うわけです。もちろん支払いのときには、また市役所の方が領収を私のほうから持って行かれましたけど、実行委員の人が顔が見えなかったという加治木の、そのときは、今、変わってるかもわかりませんが、実態はどうなんでしょうか。

○加治木総合支所長（木上健二君） 先ほどのエアバルーンの関係ですけど、これは費用は発生しておりません。業者の方があそこに置いて、収入をもってそれでかえって、雑収入という形で7,300円いただいております。

秋祭りにつきましても、200万という金額ではなかなか運営が厳しいということから、少しでも費用が低く抑えられるように今、努力をしておりますので、また実行委員の方々も本部席じゃなくて、全体に広がって来ていただいたり、見ていただいておりますと、だから目立たない部分もあったかと思っておりますけども、今後とも意見等は十分聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

○3番（湯元秀誠君） 市内の旧町の3町のそれぞれの地域でいろんな夏祭り含めてなされるわけですから、やっぱりいいところは、それぞれまねをし合って、行政が、そういう流動性を持ったイベント、またこの交流事業も進めてもらいたいということで閉じたいと思います。  
終わります。

○議長（玉利道満君） これで、湯元秀誠議員の一般質問を終わります。ここで、しばらく休憩します。  
午後からの会議は1時15分から開きます。

（午後0時07分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時12分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

次に、24番、堀広子議員の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 登 壇

皆さん、お疲れさまです。私は、日本共産党の堀広子です。

通告しておりました3点について質問をいたします。

安倍内閣は、4月から消費税を引き上げる一方、大企業への減税そして社会保障制度の切り捨て、集团的自衛権の行使、容認、秘密保護法の強行など、民意に逆らう暴走を続けております。

消費税の大増税で8兆円、社会保障の負担増と給付減を合わせると10兆円という史上空前の国民負担増になると言われております。また、アベノミクスの影響は、輸入材料の高騰でパンやうどん、豆腐などの値上げや、日々の生活に欠かせない電気、ガス、灯油、ガソリンなどの価格が引き上げられております。節約だけではどうにもなりません。特に、年金暮らしのお年寄りには、昨年から減り続けている年金を、ことし4月分支給も0.7%削減します。さらなる追い打ちをかけることになるのであります。

こうした中だけに、国の悪政から市民の暮らしと福祉をどう守るのか、その防波堤の役割こそ地方自治体に求められているのではないのでしょうか。

質問の1番目に、岩原線の道路改修についてお伺いいたします。

岩原線の公民館前の道路は、旧10号線として長年交通量が多かっただけに、路面はわだちがで、排水があるのに雨が降ると歩道にまで水がはねます。子どもたちの通学路でもあり、早急な改修を求めるものです。

2つ目に、小山田農産加工センターの作業場改修についてお伺いいたします。

小山田農産加工センターの作業場は、排水の流れが悪いため作業時の排水がたまりやすく、衛生面で心配です。また、流れをよくするために床を削った切り口から、コンクリートと床表面が侵食され段差ができており、つまずきやすく危険であります。衛生と安全確保のため改修を求めるものです。

次に、質問の3番目に、公共工事設計単価について、労務単価引き上げに伴う市の指導と対応についてです。この問題は、昨年に引き続き質問いたします。

国土交通省は、建設業の人手不足や人件費の高騰を踏まえて、ことしの2月から労務単価を、全国平均で7.1%、被災地の3県では8.4%引き上げました。建設業の労働環境を改善し、若年層の就職を促すために、社会保険に加入していない企業を入札から排除することも検討をされております。

大きな問題として、ILO国際労働機関第94号条約の公契約における労働条項に関する条約を日本は批准していないため、国内法令の整備が困難であると言われております。しかし、全国の市長会では、適正な労働条件や品質が確保されるよう、労務単価の下落に歯どめをかける対策など、必要な対策を措置することが決定されております。労務単価の引き上げが、現場の最前線で働く労働者に確実に反映されるよう、発注元である市のきめ細やかな指導と対応が求められております。

そこで伺います。昨年の15.1%の引き上げは、現場の労働者に適切に反映されているのか伺います。

2つ目に、現場労働者の賃金の引き上げに反映されていない場合は、どのように対応する考えか伺います。

3つ目に、今回の引き上げが確実に反映されるために、どのような指導を行うのか、お伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

1問目の、岩原線の道路改修についてのご質問にお答えいたします。

岩原本通線は、加治木地区中心街から岩原地区及び須崎地区を結ぶ幹線道路で、交通量が多いため、昭和59年度から歩道の設置を行い、平成15年度から車道の舗装補修を行っております。

しかし、旧国道のコンクリート舗装に歩道設置工事や上水道配水管、給水管及び都市ガス管の布設

工事等を行ったため、一部撤去した箇所がへこみ、降雨時に水たまりができることは認識しております。

市では、今年度から、市道の路面性状を調査・数値化し、計画的、効率的な舗装補修を行うこととしております。

今後、側溝清掃などの維持管理を行い、この舗装補修計画により必要箇所を補修してまいります。

次に、2問目の小山田農産加工センターの作業場改修についてのご質問にお答えいたします。

この施設は、平成12年度の県単独補助事業「村づくり整備事業」で建設し、13年が経過しております。

この間、平成23年度には処理能力の大きい浄化槽への改修工事を行い、また軽微な補修につきましては、要望があるごとに対応してきているところであります。

ご指摘の、作業場の床表面の段差につきましては、剥離部分の改修を行うことでつまずきを防止し、安全な作業確保ができるものと考えます。

また、排水対策につきましても、排水溝へ傾斜をつけるよう施工することで解消できますので、既存の修繕費予算の中で対処してまいります。

次に、3問目の労務単価引き上げに伴う市の指導と対応についての1点目のご質問にお答えいたします。

昨年4月の公共工事設計労務単価の大幅な改定に伴い、労働者の賃金に適切に反映されたかについて調査するため、昨年11月に本市独自で、市内業者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査の結果によりますと、「月例給及び一時金を何らかの形で引き上げた、または引き上げる予定である」との回答が57%であり、「公共工事設計労務単価の引き上げとは別に判断する」との回答が37%でありました。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

国土交通省は、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、新労務単価の対象となる請負契約にかかる情報、その他の関連情報を受け付けております。

また、新労務単価ポスターを作成し、現場へ配布掲載することで、技能労働者へ周知するとしております。

市としては、設計労務単価の改定が賃金へ反映されたのか確認することと、まだ改定されていない企業へ改定の認識をしていただくことを主眼として、アンケート調査を行ったものであります。

今後、市発注の工事現場につきましても、新労務単価ポスターの掲載等を進めることで、技能労働者へ周知するとともに、賃金水準確保につながるよう、さらに取り組みを進めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

**○24番（堀 広子君）** まず、岩原線の道路改修の件でお尋ねいたします。

ご答弁でも見ますと、補修計画により必要な箇所を補修してまいりますということで、そしてまた今年度からの市道の調査、市道を調査して計画的に補修をしていくということでございますが、今回のこの計画は、今年度の当初予算に、どのように反映されておりますでしょうか。

**○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君）** お答えいたします。

舗装補修の予算であります。工事請負として計上はしておりますが、まだ路面の性状調査結果の

精査を、今、行っている状況でございますので、路線についてはまだ決定していないところでございます。

以上でございます。

○24番(堀 広子君) これから、じゃあ、補正予算等で計上していくと、まだ計画の調査の段階であるということよろしいですか。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) 調査のほうは今年度終了、幹線道路につきましては終了しております。そのデータの解析結果が出ておりますので、今後は、この解析結果と車の交通量それから歩行者の通行量、それと周辺の環境などを考慮いたしまして優先順位を決定して、舗装の補修を行うということでございます。

以上でございます。

○24番(堀 広子君) 調査は済んでらっしゃいますが、その中の優先順位に基づいて補修していくということで、この優先道路として、今、私が質問しております岩原本通線も入っておりますか。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) ご質問いただいている岩原公民館の前の状況でございますが、ひび割れの割合と申しますか、ひび割れの率でございますが大体5%から30%、それからわだち掘れと申しますと車のタイヤの跡でございますが、これが5mmから10mm、それと縦断方向の凹凸が3mmから6mmということで、ほかの路線とほぼ変わっていないというような状況ではございますけれども、雨天時に現地の調査をしますと、水たまりができていくということで、その排水路の清掃を行ったりして、少しでもその水たまりができないように、今現在、取り組んでおりますので、優先順位的には、今、交通量も多いということ、それから歩行者も多いということで上のほうに上がってくるのではないかと申すふうには考えております。

以上でございます。

○24番(堀 広子君) 優先順位の中の最初に入れていただきたいんですけども、と申しますのが、通学路でもあります。そして市民の方々の声というのは、どこもあろうかと思っておりますけれども、これは合併をする前から地域の方々の声が、多分たくさん届いていたかと思っておりますが、どうですか、その点は。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) ご質問の趣旨はよくわかります。市内全体には、ここよりも悪いところは当然あるというのはわかっていると思うんですけども、そこらを精査しながら優先順位というのは決めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○24番(堀 広子君) 子どもたちが朝学校に行くときに、水が飛ぶんで服がぬれる、これは私1回ほど見たことがあります。わずか1回ですけども、それはかわいそうなものです。ぜひ優先順位の前のほうに入れていただいて、早目の対応していただくように望みます。いかがでしょうか。

それと、ここの改修は、水たまりをなくすための改修を、どのような対処されるのか、どのような工法でされるのかをお尋ねしておきます。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 市長の答弁でもございましたように、昭和55年から歩道の整備を行っております。その歩道の整備の中で、車道から道路端にございます側溝に、車道の排水が流れるように暗渠が設けてございます。そこに水がちゃんと流れるように、その清掃等を、今、作業班等で行っている状況でございます。そういうことで、少しでも水たまりができないように方策も行っておりますので、舗装の補修ができれば、今、言われるようなことも解消できると思うんですが、これから市内全体の市道の解析の結果を検討いたしながら、優先順位のほうは決めさせていただきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

○24番（堀 広子君） 水たまりがなくなるようにということで改修していただくということでございますが、その暗渠の水が流れる排水のところは、もっとこう広くなるという作業もしていただけるんですか。少し、排水の下のほうには、桜島の灰がいっぱいたまっているということをお聞きしましたけれども、その道路と歩道の境に排水ができておりますよね、排水溝がありますが、そこは少し大きくなるとか、そういったことは考えてらっしゃらないですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 車道から歩道の端のほうにあります側溝に流す暗渠でございますが、それは今のところそのまま、側溝のその暗渠の排水、灰がたまったりしておりますので、その火山灰の清掃、それから側溝の清掃等を行っていきたいというふうに考えております。

○24番（堀 広子君） 要するに、していただくということはわかったんですが、桜島の灰がたまっていたがために水が流れなかったと、こういうことなんでしょうか。

わだちがいっぱいできて、そこがたまるということも考えられるわけなんです、ただ桜島の灰だけの影響だったんでしょうか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） その車道からの排水が詰まっているというのは、全部ではなくて一部の暗渠排水でしたので、その部分の側溝、暗渠の掃除等を行っている状況です。ですから、全部その暗渠が詰まっているというふうな状況ではございません。

○24番（堀 広子君） 要するに、水たまりがなくなるように対応していただくということで理解してよろしいですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） そのように理解してもらってよろしいかと思います。

○24番（堀 広子君） じゃあ、次に移ります。

小山田の農産加工センターの作業場の件ですが、早速調査をしていただいたということで、大変、加工センターで働いておられる方が喜んでおられました。

ここではたくさんの商品がつくられて、特にお豆腐ですかね、これがたくさんでき、そしてそれが、

14か所と言われましたかね、の販路に届けてらっしゃるということで、朝早くから大変ご苦労されて頑張っていられる姿を、私も行って見せていただきました。

ここの床板の剥がれた部分の改修の件ですけれども、この床板が防水シートと同じような役割のかな、コンクリートの上に、またそういったシートが敷いてあるがために、作業の関係で、どうしても水があつた場所はいつもたまりまして、長靴を履いて作業をされておられました。あちこちに、その防水シートもくぼみができておまして、長年使つてこられたせいか、くぼみができているがために、どうしても水がたまっちゃうんですね。それで、その水たまりができているということは、多分ご存じだと思いますけれども、この水たまりの中に、いわゆる、私が心配いたしますのは、豆腐の絞り汁がどうしても残ってしまうということになりましたときに、この絞り汁の中には、たんぱく質が多く含まれているんだそうです。そのたんぱく質っていうのが、放置しておきますと黒カビが出てくるのだそうです。そういうことで、あそこで働いていらっしゃる方々は、毎日タオルとかあるいはモップ等できれいに拭き取る作業をしなければならないというふうに言われております。

そういう意味で、衛生面で、私とても心配なんです、これからも長く使う施設でございますので、この床板を改修できたら安心して使えて、しかも衛生の面でも大変心配することがないんじゃないかなと思つたんですけれども、この床板を全て改修するとなると、どのくらいの費用がかかるのかお尋ねいたします。

○**農林水産部長（安藤政司君）** 今、議員のご指摘の床の防水シートの張りかえということでございますが、まだ、細かい数字等は見積もっていただいていないところですが、ざっとどれくらい費用がかかりますかと業者のほうにお尋ねしたところでは、器具を床に固定して、ボルトで固定してある部分もあります。それと中の配管、ガス管が通つていたり水道管が通つていたりとか、そういうものへの影響というのもありますし、工事費だけでいきますと100万は超えてしまうのではないのでしょうか、現状の中では、議員ご指摘の、見られていらっしゃる部分の一部補修を、修繕費で対処しますということでお答え申し上げておりますが、器具、床板を全部となりますと、床を全部となりますと、器具を取り外す、蒸気管も器具を移動しますので、それらの使用できない日数等もありますので、利用されている加工グループの方々へもその説明をしていかなければならないと思います。

利用されている方は、衛生面については、きちっと、当然、商品として販売されておりますので、そこは注意をして使用はいただいていると思います。おおむね100万は超えるというような数字は聞いたところであります。

○**24番（堀 広子君）** 加工グループの方々が、これからもずっと続けていかれる計画であります。しかし皆さん年齢を重ねてこられて、やっぱり若い人の後継者を育てていかなければいけないということで、今いろいろと考えていらっしゃるようです。そういう中で、これからもずっと続けていきたいので、何とかしてこの場所をきれいにさせていただきたいという声がたくさんございました。その、今、申しあげました件のほかに、23年度には浄化槽の整備もしていただいたようでございますが、処理能力の改修工事が行われたわけですけれども、現時点でも処理能力が足りないということで、お豆腐の、おからっていうんですかね、あれを自宅のほうに持ち帰って処理をされているというような状況もあつたりしております。

それから、まだまだ幾つか小さなこともたくさん申されました。そういったこと含みまして、担当

課におかれまして、今後、この加工グループの方々といろいろとお話を聞きながら、前向きに対応していただきたいと思うところがございます。私のほうに相談があったわけですが、これからも、市の施設でございますので、ぜひ足を運んでいただきたいということを申し添えておきます。よろしくお願いたします。

次に移ります。次に労務単価の件でお伺いたします。

ご答弁では、11月にアンケートの調査をしたということでございました。私たち日本共産党の市議団と、それから県労連の方々と一緒に工事監査課のほうに、この労務単価の件で要請に行った、その後だったんでしょうか前だったんでしょうか、このアンケート調査もとられているようでございます。そういう意味では積極的な取り組みをしていただいたんだなど、私は大変うれしく思ったところがございますが、このアンケートの結果、現場の実態を調査されたわけですが、調査の内容、それからこの結果がどうだったのか、もっと詳しく教えてください。

#### ○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まずアンケートの時期でございますが、昨年の10月末に発送いたしまして11月末までご回答くださいということでアンケートをいたしました。堀議員が工事監査課に来られたときよりも、前に行っております。

アンケートの内容をご説明いたします。まず大きく3つに分けてアンケートを行っております。

まず1点目が、公共工事設計労務単価ということで、公共工事設計労務単価の引き上げについての評価でございます。「非常に評価する」あるいは「評価する」、「やや評価する」、「評価しない」、「その他」ということでアンケートを行いましたところ、「非常に評価する」というところが46%、「評価する」が33%、「やや評価する」が10%、「評価しない」というところが6%でございました。何らかの形で評価するということが合わせまして89%でございます。

それから、引き上げの影響についてということで、従業員の給与引き上げについて、「引き上げに準じた率で月例給及び一時金を引き上げた」または「引き上げる予定である」というところが8%でございました。また、「引き上げに準じた率で一時金を引き上げた」と、「または引き上げる予定である」というところが7%、「給与または一時金をある程度引き上げた、または引き上げる予定である」というところが42%でございました。また、「給与は公共工事の設計労務単価の引き上げ、引き下げとは別に判断する」というところが37%でございました。

次に、下請代金の引き上げについてという項目でしましたところ、「下請代金にも公共工事労務単価引き上げに伴う率で反映した」というところが14%、「下請代金にも公共工事労務単価引き上げに伴い一部反映した」というところが54%、「その他」が25%ということで、何らかの形で引き上げられているところが68%でございました。

それから、設計労務単価の引き上げの波及効果についてというところでは、これ昨年のアンケートですが、「ことしの夏から波及した」と答えられたところが9%、「ことしの秋ごろから波及すると思う」というところが11%、「来年春ごろから波及すると思う」というところが28%、「波及の時期は今後の発注量によると思う」と答えられたところが44%でございました。

次に、従業員給与、職人労賃を上げる対策の重要な要素ということでアンケートをとっておりますけれども、「公共工事設計労務単価のさらなる引き上げ」というところが55%、「ダンピング防止策の強化」というところが21%、「入札制度の改革」というところが15%、「公契約条例」というとこ

ろが1%、「その他」というところが7%でございました。

また、公共事業労務単価調査について、「実態が反映されている」というところが21%、「実態が反映されていない」というところが59%、「その他」の9%となっております。

それから、職員の新規採用ということで、若年者の採用状況についてお尋ねしたところ、「若年者を毎年採用している」というところが8%、「若年者を定期的に採用している」というところが21%、「直近5年間は採用していない」というところが21%、「直近10年間は採用していない」というところが33%となっております。

また、採用するための問題点ということで、「建設需要が不安定で受注量の将来見通しが見えない」というところが48%、「他産業、他企業の雇用条件や給与水準に追いつかない」というところが5%、「求人しても採用したい人材が集まらない」というところが29%、また「採用しても一人前に育てる余裕がない」というところが4%でございました。

それと、育成する際の問題点ということでございますけれども、「受注競争に勝つために即戦力を有する者の中途採用が優先される」というところが19%、「現状の落札額では教育訓練経費が捻出できない」というところが26%、「一人前に育てるには時間と手間がかかる」というところが25%、それから「努力しても一人前になる前に退社してしまう」というところが7%でございました。

また、社会保険の加入状況についてもお尋ねをしておりますけれども、アンケートの結果では、雇用保険89%、健康保険89%、厚生年金90%、建設業退職共済制度86%という結果が出ております。また、その他ということで中小企業退職金共済制度あるいは民間の労災保険というところが15%でございました。

以上でございます。

#### ○24番（堀 広子君） 詳しく結果報告いただきました。

私は、この賃金と、それから社会保険加入の件でお尋ねいたします。

アンケート、今の調査の結果は、社会保険加入の件ですけれども89%ということでした。健康保険も厚生年金も雇用保険もかなり高い数値だなと思ったところなんです、全国、国土交通省の平成12年度の調査では、社会保険の加入率は57%だというふうに調査の結果が出ております。これ、3つの社会保険加入の加入率が57%で、いずれかの加入が23%、未加入が20%というふうな数値が出ているわけなんです、これからしますと、この労務単価の改正が行われたせいなのか、かなり高い数値の結果が出ているように思われます。大変よいことでございますけれども、残りの約——89%と90%なので——90%としたときに、未加入の10%は、これはどのような業者さんが、この加入されていないのかお尋ねします。

#### ○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まず社会保険の加入には加入の条件というのがございまして、会社が、社会保険に加入している事業所、適用事業所かということがまずございます。この中には会社が法人の場合、株式会社や有限会社の場合は従業員の人数に関係なく、全て社会保険の適用事業所になるということですが、個人経営の場合、非適用業種は従業員が何人いても適用事業所にはなりませんということですが、この非適用業種とは、第一次産業、サービス業あるいは宗教業等でございます。それ以外の業種につきましては、従業員が5人以上いる場合は適用事業所になるということでございます。

それから、労働時間が加入の条件を満たしているかという点が一つございます。これはフルタイムと比較しまして1か月の労働時間がおおむね4分の3以上、あるいは1日の所定労働時間がおおむね4分の3以上というふうになっております。また雇用契約の期間が加入の条件を満たしているかという点がございますけれども、臨時の従業員として2か月以内の期間を定めて使用される人、それから製茶業のような季節的業務に使用される人、それから博覧会や一定期間で終了する建設現場などのような臨時的事業の事業所に使用される、今この3つにつきましては社会保険に加入できないというふうになっております。

市内の今回のアンケートにつきましては、大体89%という数値が出ておりますけれども、アンケートがちょっと表と裏ととっておりまして、裏を気づかれずに白紙で出されたところが6社ほどございましたので、実質的にはまだ九十四、五%まで上がるんじゃないかというふうに予測しております。市内の、今格付になっている会社は、全て法人というふうになってますので、基本的には100%でなければいけないというふうに思ってますが、ただ、雇用されている方が、今先ほど申しましたように短期間とかそういう方がいらっしゃれば加入されてない可能性があります。そこらをこのアンケートの中でどのように判断をされて書かれたかというところは、ちょっと不明なところでございます。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） わかりました。いわゆる適用になる業者さんということの適用があるということですね。その点は私も初めてわかりました。

この10%の数字ですが、いずれにしても10%が未加入だということが、100%ではありませんので言えるかと思いますが、いわゆる今回の調査の結果では、何らかの形で反映されてきているというふうに捉えます。この未加入者の10%ぐらいの件でございますけれども、これ、去年の単価の引き上げが行われたわけですが、その目的というのが、社会保険未加入の方々に対応するための単価の引き上げが主だったかと思えます。そういう意味では、この未加入者の10%の方にも、今後100%になるように対応していく必要があろうかと思えますけれども、そのご指導のお考えは、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

今回、先ほどの質問の中でもありましたように、2月1日適用で、またさらに新労務単価あるいは資材が上がっております。それらを踏まえて国土交通省のほうでは、労務単価の必要経費につきましても、試行的ではございますけれども、要するに、今まで一律に労務費、賃金ということで掲載をされておりましたけれども、その分は労働者が負担する保険料は含んでおったんですけれども、企業が負担すべきところは含んでいなかったわけです。それらを明確にするために、労務単価に必要経費が含まれていないことを明確化するために、諸経費を適正に考慮するよう周知徹底を図るということで、経費を含んだ分と2段書きに試行的にするということも示されておりますので、そのようなことを踏まえて、また業者のほうにも指導していきたいと、ですので、以前と比べると、可視化されたといいますか数値化されて計上されているというふうに思います。

○24番（堀 広子君） 次に、賃金の件でお尋ねいたします。

アンケートの結果によりますと、賃金や一時金とか何らかの形で引き上げる予定であるが、先ほど

ご答弁いただきました57%ですかね、下請代金としては57%ですね。

残りがどのくらいになりますか。この残りの分の賃金の引き上げに、残りの分が反映されていないという結果が出ているわけでございますけれども、この反映されていない部分については、どのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○工事監査監（池田満穂君） 賃金につきましては、基本的にはあくまでも労使間で決めるものというふうに思っております。労働法制、まあ、最低賃金法あるいは労働基準法等を踏まえて、労使間で決めるのが基本であるというふうに思っておりますけれども、下請代金につきましても何らかの形で引き上げをされたというところが68%ございますので、ここらにつきましても国交省のほうでは、そのいわゆる法定福利費を、要は見積りの中に記した形で見積りをとるというようなことも言われてますので、そこらについても、今後、業者のほうにも普及してまいりたいというふうに思います。

○24番（堀 広子君） そういったこともあられるというふうに私も聞いておりますが、建設業界の、これまでの幾重にも重なる重層的な下請の構造というのがありますね。この構造による元請企業の、いわゆる横暴、よく言われますピンはねっていうんですかね、いわゆる中抜きですね。この中抜き状態が行われているがために反映されていないということも言われているのは十分ご存じかと思います。

こうした建設業界の構造を是正するためには、まず最初に末端の労働者の賃金を決める。これは、最低賃金額を決めて、そして元請業者に支払いを義務づける制度、これが公契約法だと言われておりますが、この公契約法が必要になってくるかと思えます。全国ではこの条例を制定する自治体が今広がっております、昨年の時点ですけれども20か所、この公契約条例ができているようでございます。

実は昨年11月に、先ほども申し上げましたけれども、全労連と県労連そして私たち市議団で、公契約における公正な賃金等、労働条件の確保を求めて、この始良市にも要請も行ってまいりました。談合も、そして親交もない公正な取引、発注の確立で暮らしを支える公契約条例をつくるために、始良市でも検討する必要があるかと思えます。

いわゆる、先ほどのご答弁にございました数値の答弁でございますが、わずか57%ですか、反映されているのが、です。残りの方が、末端まで反映させるためにも、この公契約条例がどうしても必要だというふうに私は思えます。ですから、ぜひ検討していただきたいと思えますけれども、この件についてはどのような見解をお持ちでしょうか。市長でよろしいでしょうか。

○副市長（大橋近義君） 公契約条例につきましては、九州でもたしかまだあまり進んでないような実態でありました。要望、陳情を受けましたことを記憶しておりますが、そのときにもお答えいたしましたと思いますが、いろいろな条件、状況を調査しながら、前向きに検討していきたいというふうな検討を申し上げておりました。その状況に変わりございません。

○24番（堀 広子君） 先ほど来、出ておりますけれども、県内一そしてその上の日本一を目指して、ぜひ市長、取り組んでいただきたいと思えます。

次に、労務単価の件でございますが、周知の方法についてお尋ねいたします。

昨年4月に改定されまして、さらにことしの2月から引き上げが行われましたけれども、普通作業員の場合が600円上昇いたしまして1万4,500円、それから特殊作業員の場合が800円上昇いたしました。

た。1万9,700円になりました。軽作業員が700円上がりまして1万1,800円と、金額の多い少ないはありますけれども、いずれの職種も、まだほかの職種もそうですけれども、単価がアップされております。

今回の改定を、労働者に知らせる方法といたしまして、国土交通省が示す先ほどのご答弁の相談ダイヤルの開設、それからポスターを作成して張ると、配布するということですが、全ての事業者にこれは配布することができるのか、この始良市の事業者って何社ぐらいあるのですか。お尋ねいたします。

○工事監査監（池田満穂君） 始良市の事業者、何社あるかということでございますが、先ほどから申し上げますが、アンケート調査を行った企業が市内78社、準市内9社ということで87社に送付をいたします。回収率が82.7%でございましたけれども、市内78社ということでございます。

○24番（堀 広子君） 今の取り組みは、国から示されたもとにされるお仕事かと思えます。それも一つの方法だと思いますけれども、市のもっと積極的な姿勢が、どうしても私欲しいんです。それがちょっと見えてこないものですからお尋ねいたしますが、もっと徹底した周知をしてほしいのです。

ある建設会社の方ですけれどもお話を聞いたんですが、労務単価が上がっても、これまでの赤字を埋めなければならぬから労働者の賃金を上げることができないと、こう言われております。また、現場で働く労働者は、社会保険に加入しているのは一部でございます。国民年金や国保の加入者が多いのが実態だと思います。

このような問題を解決するためにも、自治体の丁寧な手だて、これが、今求められていると思えます。何よりも自治体の発注者、これは、文書での指導とか、あるいはこういったかけ声だけではなくて、現場の実態を調査して、現場に足を運んで、この実態を調査してほしいんですよ。そして問題が見えてくると思いますので、問題があれば必要な改善を求めていかなければ、これはいけないと思うんです。

なぜならば、それは、私たち税金が使われております、税金が適正に使われているかどうかという根本的な問題であるかと思えます。先ほども、労務単価の補正が、昨年行われた金額が、たしか1,114万ぐらいだったですかね、これが組み立てられておりました。これも私たちの税金かと思えます。ぜひ、そういう意味では、適正に使われているかどうかという根本的な問題でございますので、積極的な取り組みを求めるものでございます。

そこで、市としての取り組みといたしましての私の提案でございますが、行政が各職種ごとにチラシをつくりまして、入札参加の企業それから下請業者、労働者に、労働単価の改正の内容を個別に周知し、また下請業者が適正な単価で契約ができるよう、労働者の雇用に伴い必要な経費も載せて——これは先ほど課長がご答弁いただきましたね——これをぜひ載せていただきたいんです。そして業者に配布すると。それからまた、業者に対して、社会保険への加入についても、最末端の下請業者まで適用になるよう要請し徹底した取り組みをすべきだと思いますけれども、私の提案にどのようなお考えをお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

この労務単価につきましては、公共工事設計労務単価につきましては、公共工事の積算に用いるた

めであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないというのもあります。

そういった中で、まあ、賃金の改正が行われたわけですが、先ほど申し上げました、「引き上げとは別に判断する」という回答が37%あったわけですが、ここの中身をちょっと見てみると、公共工事だけで行っているのではないと、民間の工事や単価が反映されていない、あるいは年間を通しての受注量が安定しないとなかなかその単価は上げられないという実態もあるようでございます。

しかしながら、今回の調査で約57%のところは何らかの形で上げられたということでございますので、さらにそこを底上げしていくという形では、また業者のほうに、先ほど市長の回答でもありましたように、今、ポスターがこれなんですけれども、「この現場は、新労務単価の対象です」という形でポスターがあります。この中には「行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの適切な賃金水準、社会保険への加入の徹底に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます」という文言がございます。それと、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの電話番号、受付時間等が書いてありますので、これらで現場のほうへ、職人さんへも周知を図る、業者さんへもそういう認識をしていただくという形で進めていきたいというふうに思っております。

○24番（堀 広子君） 確かに、拘束するものではないというふうになっていることは、私も十分承知しています。だからこそ、公契約条例をつくり、末端までみんなの行き渡るように、そしてそのことが、経済をよくし暮らしをよくし、安心安全な仕事ができるということにつながるかと思えます。

まして、公共工事の、この労務単価の引き上げが反映されるならば、民間にもそれが波及していくということになると思えます。ぜひ、そういう意味でも、公契約条例ができますように、前向きに検討していただきたいということを申し述べ、終わります。

○議長（玉利道満君） これで、堀広子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後2時08分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時17分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

次に、19番、神村次郎議員の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 登壇

皆さん、ご苦労さまです。4年間の最後の質問になるそうでありまして。元気よく行きたいと思えます。

本年3月をもって退職をされる職員の皆さん、ご苦労さまでした。特にこの4年間、合併協議を含めて、合併後の問題についても、大変な苦労があったと思っています。敬意を表する次第でございます。

私は、さきに通告いたしました2点について質問をいたします。

1番目ですが、始良市臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定についてであります。

全国で、自治体の臨時・非常勤職員は、現在3人に1人となり、全国で70万人に上ると言われています。それらの職員の多くは年収200万円以下であるため、官製ワーキング・プアとも言われています。これらの職員は、雇いじめに不安を感じながら、日々業務に当たっているとの報告もあります。

始良市における臨時・非常勤職員についてお伺いします。

要旨1、現在、始良市に何人の臨時・非常勤職員がいるのか。

要旨2、臨時・非常勤職員にも通勤手当を、正規職員に準じて支給できないか。

質問の2番目ですが、始良市子ども子育て会議条例についてであります。

人口が減少する中で、地方での保育の不備を社会や政治問題として捉える子育て世代がふえています。そのような声を十分に生かし、今後の子育て支援策として生かしたいものであります。

始良市子育て会議が設置をされることになりましたが、次のことについてお伺いします。

要旨1、子育て会議委員のメンバーはどのようになるのかお伺いします。

要旨2、子どもの保護者、放課後児童クラブ関係者、子育て世代の雇用環境も大きな現代社会の課題です。労働者代表の委員もメンバーとするべきではないか。

以上であります。あとの質問は一般質問席から行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

1問目の、始良市臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在実施している職員定員適正化計画を進めながら、行政サービスを円滑にかつ効果的に推進するためには、職員だけでなく、有資格者を含む臨時職員等の協力を得て、効果的に任用を行うことが必要不可欠であります。

平成26年1月末現在で、臨時職員は425人、非常勤職員は24人であり、臨時職員の内訳は、常勤である長期臨時職員が198人、月14日以内の勤務形態である特定短期臨時職員が132人、11日以内の勤務形態である短時間勤務臨時職員が95人となっております。

また、長期臨時職員及び特定短期臨時職員の主な職種は、交通安全相談員や電話交換手、保育士や幼稚園教諭、保健師や看護師、消費者行政専門相談員、介護支援専門員や介護予防ケアマネージャー、学校用務員、図書館司書、給食調理員などであり、非常勤職員の主な職種は、交通安全専門指導員や幼稚園園長、社会教育指導員、教育施設を含む各種施設長などあります。

そして、長期臨時職員及び特定短期臨時職員の8割強が、職務において有資格者を必要とする職場の多い福祉部と教育部に所属しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、現在のところ臨時職員等への通勤手当の支給については行っておりません。

しかしながら、さきに述べましたように、臨時職員等の職務が行政サービスの提供及び向上に必要不可欠であることから、近隣自治体の状況を踏まえ、今後研究してまいります。

次に、2問目の始良子ども子育て会議条例についての1点目のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議の設置につきましては、「子ども・子育て支援法」第77条第1項において、「子

ども・子育て会議を置く」ように努めることと規定されており、本市においても今議会で設置の条例を提案しております。

国の子ども・子育て会議の構成は、「子どもの保護者や労働者を代表するもの、事業主を代表するもの、及び学識経験者等をバランスよく、幅広い関係者を集める必要がある。」としております。

したがって、始良市子ども子育て会議におきましては、この制度の趣旨を踏まえ、構成委員を15人以内とし、教育・保育両分野の関係者を入れることや、子育て当事者の参画に配慮するなど、幅広く意見を聞くこととしております。

委員の案としましては、「子ども・子育て支援に関し学識経験を有する委員」として、大学等で研究されている先生、医師会の代表、民生委員・児童委員の代表、市教育委員会委員の代表等を、また、「子ども・子育て支援に関する事業に従事している委員」として、市内幼稚園及び保育協議会の代表、市内児童クラブの代表、市内児童クラブ指導者の代表等を、また、「その他市長が認める委員」として、市議会議員の代表、市小学校PTAの代表、市内幼稚園及び保育園の保護者の代表を構成員として予定しております。

2点目の質問についてお答えいたします。

労働者代表の委員については、市内児童クラブの指導者の代表を考えております。

以上で答弁を終わります。

**○19番（神村次郎君）** それでは、質問をしていきたいと思いますが、前の同僚議員の質問の中にも雇用問題がありました。私は、この国の、この雇用問題について、非常に今、危機的な状況だと思っています。

前の同僚議員の公契約条例ですが、この問題も建設業で働く労働者の賃金の問題であります。九州に1つあるんです、直方が。多分、制度として実行されているはずであります。

非正規の問題ですね。この去年の新聞になりますが、総務省が発表した就業構造基本調査によると、非正規の労働者というのは2,042万人いるんです。ひところ、全雇用者の30%て言いよったですね、38%です。これ下がることはないんですね。どんどん上昇していきんです。公務の部分も民間も、非正規をつくっていくんですね。この国の雇用問題、大きな課題です。これ男女別に見ると男性が22%、女性が57%、弱い人が非正規で働いている、そういう状況です。

それから、後でも触れますが、保育士の非正規雇用というのは86%です。公務も民間も含めて。子育て基本3法の中で、保育士の問題については具体的に取り上げられて、雇用についての問題が提起をされるようではありますが、そういう状況です。保育士は、特に運営費が一般財源化したことで、地方自治体も財政的に厳しいので非正規に変えている、そういう状況もあると思います。

そういう状況の中で、今、日本のこの雇用環境の中で、大きな曲がり角に来ているのはこういうことです。残業代ゼロ制度の導入です。首にしやすい、解雇しやすい正社員制度の普及です。金さえ払えば解雇ができる制度です。

これ、ある労働団体のチラシですが、読んでみますが、1日8時間、1週間40時間といった労働時間ルールが設けられていますが、今、政府は一定年収以上の労働者を、労働時間ルールの対象外にする制度を導入しようとしています。これをホワイトカラーエグゼンプションといいます。この制度が導入されると、残業代がゼロになるばかりでなく、過労死につながる長時間労働につながっていく。

それから、解雇しやすい正社員制度の普及ですが、仕事内容や勤務地、労働時間などが限定された

正社員、いわゆる限定正社員をふやそうとしている。自分の希望に合った働き方が可能になることで、いい面もあります。が、あわせて解雇ルールの見直しがされると、会社が勤務地や職場をなくして、限定正社員を解雇しても、労働者は文句一つ言えなくなる。そういうものがあります。

それから、金さえ払えば解雇が自由化される。不当に解雇された労働者が、裁判所に訴えて、解雇は無効と言っても判決を勝ち取っても、その後会社がお金さえ払えば、結局その労働者は解雇にできる制度を導入しようとしている。これ、大きな曲がり角なんです。

そういう意味もあって、今回、まあ、少ない人数ですが、市役所に働く非正規の問題を取り上げてみました。私は、この人たちは全く労働組合もない、そういう人たちです。幾つか質問をしていきますが、まさにこの長期臨時職員、これは毎日出てくるんですね、正規職員と同じく。198人いるんですね。それから、14日以内の雇用が、特定短期臨時職員というのが132人います。それから、短時間勤務臨時職員というのは95人。425人おられるんですね。職員は650人ぐらいですね。まさにこの人たちが、私たちのサービスを支えているし、皆さんの仕事を支えている。そういう状況です。

お聞きをしますが、保育士、給食調理員、保健師、これ正規と非正規の比率はどれぐらいになりますか。

○総務部長（屋所克郎君） ただいまの件につきましては、計数的なことは、担当課長に答弁させます。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。

（午後2時31分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時32分開議）

○総務部総務課長（松元滋美君） 申しわけございませんでした。保健師につきましては約50%程度でございます。給食調理員については、後ほど数字を報告させていただきたいと思っております。すいません。

○19番（神村次郎君） 保育士は。保育士。大体でいいです。

○総務部総務課長（松元滋美君） すいませんでした。約3割でございます。60人程度に対しまして20人が非正規でございます。

○19番（神村次郎君） 保健師が50人、約半分と。それから保育士は20人でしたね。給食調理員もかなりの数で非正規がふえている、私は思っています。もう2年ぐらいするとゼロになるんですかね、正規は。正規をふやさない理由ちゅうのは何ですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 調理員につきましては、いわゆる現業職は、もう定年退職のあと補充をしないというルールをつくっているということでございます。

○19番（神村次郎君） 何で非正規が、保育士であって調理員であって保健師。これ何でなんですか

ね。皆さん方の仕事は正規で、非正規ではだめなんですかね。どこが違うのかをお聞かせください。

○総務部総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

保育士及び調理員につきましては、今現在、今後の定員適正化計画の中で、今後の保育士、保育所の方向性及び給食現場の方向性を見ながら、今後の方向性を検討している状況でございますので、現状におきまして、非正規雇用といたしますか、非常勤の職員の方々のお力を得まして、現場を運営しているという状況でございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） よく言われるのは、学校の用務員、調理員、保育士、こういう人たちの職業というのは、例えば、調理員というのは賄いとかだいでんでくらよ、そういう言われ方をすることがあります。皆さんはそういうことは言われないと思うんですが、数多い調理を一遍にするわけですか。大変な仕事なんですかね。これ指が曲がるんですよ、皿を毎日つかむと。そして腰が悪くなるんです。そういう職業で……。まあ、そこら辺の議論はきょうはしませんが、ぜひ、そういった、私は疑問に思っています。正規、非正規の分け方どうしているのか。何か、やっぱり私にははっきりわかりません。

きょうは、臨時・非常勤職員問題で、個別の自治体で判断ができる事柄があるんじゃないか、そのことについて、少し法的な問題やら国会の答弁やら、そのことを申し上げながら質問してみたいと思います。

機会均等待遇についてですが、民間の事業所にはパート労働法に基づいて、正規と非正規の間で均衡均等待遇の確保が要請されています。改正労働契約法第20条では有期契約労働を理由とした不合理な労働条件の禁止が義務づけられています。

国の非常勤職員には、賃金は、給与法22条で、正規職員との均衡が要請されています。総務大臣も、「自治体が、通常の労働者との均衡均等待遇の確保を図るパート労働法の趣旨を踏まえた対応を行うことは重要である」、そういうことを答弁をしています。また総務省は、「パート労働法改正や労働契約法改正などを念頭に、民間労働法制の動向に留意する必要がある」とも述べています。

本来、正規職員を充てるべき恒常的業務に、臨時・非常勤職員をつけていることを踏まえて、正規職員との均衡均等待遇の考え方のもと、臨時・非常勤職員の待遇を、やっぱり改善していくべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○総務部長（屋所克郎君） 今、議員のほうからありましたように住民福祉の公務を遂行するためには、今、職員の減額をしているわけですが、それに加えて、業務のほうは地方分権、地方権限委譲等でふえ続けているわけですが、それを解消する中で、この非常勤・臨時職員の方々が行うべき、お願いしている仕事というのは、非常に大きな部分があるということは、もう認識しているところでございます。

今、議員のほうからありましたように、民間の労働者にはパート労働法が、国の非常勤の職員には、給与法で常勤職員と均衡が要請されているということでございますが、この地方自治体で働く非常勤職員それから臨時職員には適用されていないということが現状でございます。

その中で、地方公務員法に準拠した雇用形態を、今、とらざるを得ないということが現状ござい

ますので、処遇については、今、議員のほうからありましたように、十分配慮をすべきという認識は持っておりますので、検討のほうはしたいというふうに思っております。

○19番（神村次郎君） ある程度の認識を示されましたが、法的な整備というのにも必要になってくると思います。そのことも必要であります。やっぱり、さっきの数字を見るように、400人近い人たちが始良市のサービスを支えているという現状は、この人たちの処遇改善というのは、やっぱり努力をしなければならないと思います。認識をしているということですが、そういったことでわかりました。

じゃあ、通勤費のこの実費支給についてですが、私は質問をしましたけれども、近隣自治体の状況を踏まえて今後研究すると答えておられますが、どのような研究するのか、実施に向けて検討するという意味なのか、どうでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） この手当等の支給につきましては、地方公務員法で規定していないので、現段階では支給できないということでございますので、この手当等につきましては、どんな方法があるか、今、例えば費用弁償等で支給するとかいろんな方法があると思いますが、今、議員のほうからありましたように、この臨時職員、非常勤職員の方につきましては、この行政の範囲も広がったということから、そこあたりはちょっと考えていかなければならないなということで認識をしているところでございますので、先ほどありましたように、近隣市町の状況やら、それから独自の研究をしながら、そこあたりについては26年度研究させていただきたいというふうに思っております。

○19番（神村次郎君） 県内で支給しているところがあるはずですが、ご存じですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） 県内におきましては、19市でいきますと検討しているところが多いと思いますが、鹿児島市等は支給しているというふうに認識しております。

○19番（神村次郎君） 鹿児島市の現状はどうですかね。そこをお答えください。

○総務部総務課長（松元滋美君） 鹿児島市におきましては、規定の中で、通勤手当部分の規定をしている形でしているというふうに認識しておりますが、現実的には、先ほど部長が申しあげましたように、今現在の法制の中では通勤手当の規定はできませんので、それにかわる通勤手当相当額として、こういった形で支給できるかどうかということの検討を進めるという段階で考えております。

以上です。

○19番（神村次郎君） 旧自治省の通知に、これは1996年の3月13日に出された自治給第16号というやつですが、これをお持ちですかね。これに示されているように費用弁償として支給できるので、正規職員と差別なく支給すべきではないかと思いますがどうですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） おっしゃるとおり、費用弁償という形で支給できるという形のものがございます。ただ、地方公務員につきましては、それを国家公務員のほうの非常勤職と同じような

形に均衡をとるような形で、今現在、検討しているという形で認識をしております。

○19番（神村次郎君） 現在の職員の通勤手当の額と支給状況を教えてください。

○総務部総務課長（松元滋美君） 申しわけございません。2km以上2,000円から段階的に支給しているところですが、総額については、ちょっと後もって報告させていただきたいと思います。

○19番（神村次郎君） それでは、次に行きますが、この長期臨時職員それから特定短期臨時職員、この人たちは任用と任用の間に空白期間がありますよね。どのような状況になっていますか。

○総務部長（屋所克郎君） 今、臨時職員におきましては、地方公務員法の第22条の中で雇用しているわけですが、この中では、6か月を超えない範囲で、また、その後は、また6か月を超えない範囲で、ということで雇用を行っているということでございますので、それをもって空白が生じているということでございます。

○19番（神村次郎君） 違うんじゃないですか。長期臨時職員ちゅうのは、これは毎日出てくるんでしょう。違いますかね。今、言われたのは短期の雇用でしょう。

○総務部総務課長（松元滋美君） 現在本市におきましては、地公法の22条適用でございます、6か月任用の最高延長して1年以内という基本の規定の中で、継続という考え方ではなくて、新たに雇用を始めるという解釈の中で最長5年間という形での運用をしておりますので、6か月6か月の任用期間が基本という形での雇用、任用体系となっている、そういう意味でそういう説明を差し上げたところです。

○19番（神村次郎君） その毎日出てくる、この長期臨時職員の人たちの、その空白期間というのは6か月になるんですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） 現在、本市で運用しております長期臨時職員の方につきましては、5年、新たな任用を繰り返した場合には、5年で半年の、今現在、労働契約法の中の改正でも出てくる期間とも合っているんですけども、6か月の期間を履歴書の提出を控えていただいているという形をとっております。これは広く市民に就労機会を提供するという意味も含めまして、これまでやってきているところです。

以上です。

○19番（神村次郎君） はい、理解しました。

この雇用更新における空白期間について少しお尋ねしていきますが、臨時・非常勤職員の雇用更新における空白期間の問題については、2009年4月24日、これは総務省通知ですが、2013年4月15日国会答弁もあります。衆議院予選委員会の第二分科会で国会答弁がされています。総務省が述べているように、「再度の任用は妨げられず、空白期間を置かなければならないという法的な根拠はない」、

そういう言い方をされているんですね。

また、社会保険などの使用者負担を避けるために、空白期間を避けることは社会通念上認められず、民間労働契約においても違法であります。そういう見解が言われています。人事院も、国の非常勤職員の任用について、社会通念上認められない空白期間、不必要な空白期間を設けないように人事院規則に基づいて各省庁に指導している、そういう状況のようでございます。

先ほど答えはあったような気もしますが、臨時・非常勤職員のこの空白期間について、置く理由は何があるんですかね。

○総務部総務課長（松元滋美君） 空白期間、空白期間という表現は妥当じゃないかとは思いますが、先ほども申し上げましたように、これまでの運用の中では、市民の声も受けまして、広く就労の機会を提供する意味で、臨時職員さんの上限も、ある意味空白も設けているという部分もございます。

また、22条適用の中では連続して雇用ということにはなりませんので、今の法体制の中ではそういう形で運用しておりますが、今後、合併後、臨時職員の皆さんの雇用体系、任用体系につきましては検討するという課題を持っておりますので、26年中でそれも含めた形で検討したいと思っております。

以上です。

○19番（神村次郎君） 空白期間を置くことで、そのの、まあ、専門的な仕事が多いようですが、職場は困るんじゃないですかね。そのことから考えると廃止をすべきだと思いますが、どうですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） そもそもの任用体制につきましては、当初から職員組織の中では認識していただいた形で運用をするということにしてしておりますので、それに向けて、任用のそれぞれの体制をとるということになります。確かに、議員仰せのとおり、現場としては人材不足等も含めまして、苦慮しているところも確かでございます。あわせて今後の検討課題ということにしております。

以上です。

○19番（神村次郎君） あと、雇用の上限についてですが、先ほどありました長期臨時雇用、臨時職員というのは、これ、5年ですよ。それから特定短期臨時職員というのは3年ですかね、間違いはないと思いますが。この上限を設けている理由ちゅうのは何があるんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 改正された労働契約法では、雇用期間上の上限の撤廃は無期の契約労働者として雇用しなければならないというのがありますので、職員適正化をする中では、やはりこの市民目線といいますか、その中で、ずっとその正規職員として雇用の拡大はできないものではないかというふうに考えているところでございます。

○19番（神村次郎君） 5年も雇って解雇すると。私は、やっぱり雇用の継続というのは大事だと思うんですよ。非正規を正規に上げる、私、そのことが大事ではないかなというふうに思いますが、どうですか。

○総務部長（屋所克郎君） 今、申しましたように、やはりこの始良市の予算の中で、今、人件費というのは、ことしはいろいろな事業がありまして、約16.8%ぐらいになっていますが、通常でありますと18%ぐらいのその人件費になるわけです。それに加えて、賃金というのもまた発生するわけですので、やはり、定員適正化を進める中で職員も減らされるわけですので、やはりそこには、市民の方々が納得されるようなそういう雇用というのもしっかり必要ではないかというふうに思っています。

○19番（神村次郎君） 非正規の捉え方が何か違うような気がします、これ全国で調べた結果が出てくるんですが、この非正規の平均年齢と収入とそれから使い道を聞いている調査があるんですが、これ平均年齢46歳ぐらいと言われていています。収入の使い道としては、「生活費がほぼ」と答えた人が50%ぐらいおられます。平均年収が200万円以下です。200万円いかん人は7割、全国調査ですが、あまりそんなに変わらないとは思いますが。

やっぱり、この非正規の人たち、この人たちがやっぱり、先ほども冒頭述べましたが、この国の雇用を、それからこの社会を支えている、底辺で支えている人たちなんですね。そういうことからすると、やっぱり一定の処遇の改善をしていくべきだとそういうふうに思います。

雇用期限の問題について少し調べたのがありますので申し上げますが、有期契約労働者の雇用安定を目的に、このほど無期契約への転換、それから雇いどめ抑制などを内容とする労働契約法が改正されました。この改正の趣旨は民間、公務を問わない日本社会の雇用問題における大きな課題だと言われております。

そのことを示しながら総務省は、臨時・非常勤職員の業務の中には恒常的な業務であること、経験、技能の蓄積が必要な業務があることについて、これは消費者庁の通知ですが2012年8月28日、それから国会答弁では2014年4月15日、これも衆議院の予算委員会の第二分科会ですが、ここで明らかにされています。結果として、画一的な雇いどめは適当でない、そういう言い方をされています。見解をお伺いします。

○総務部長（屋所克郎君） 議員の言われる気持ちは、もう十分に理解するところでございますが、この臨時職員それから非常勤職員それぞれ雇用の形態、契約といいますが、勤務条件等提示しながら理解していただいた上で、雇用といいますが任用しているというのが原則でございますので、気持ちとしては、そういう気持ちも私もありますので、そういうところは今後少しでもよくなるようには検討いたします。

ただ、先ほど申しましたように、職員とのこの絡みというのがあると思います。といいますのは、全体的な予算の中で申しますと、先ほど申しましたが人件費の問題というのがありますので、臨時職員の方々を手厚くするのであれば、職員のほうにもある程度の影響が出てくるような気がいたしますので、組合のほうとも交渉が必要になってくるかというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 非正規の人たちを、これをこのまま、やっぱり使っていくつもりでしょう。そうすると、やっぱり処遇改善に向けて努力せんにゃいかんと思います。正職員に対してどうのこうのという話じゃない。正職員の人たちは労働団体ありますからこれはこれでしますから。

あと、こういうことはあるんじゃないんですかね。業務に習熟をしたですね、要するに何年か入っ

ていることで臨時・非常勤職、まあ、3年から5年で雇いどめをすることで業務の継続性、それから働くことのモチベーション、それから働くことの質の確保、それから周囲職員への物理的負担、採用事務のコスト、そういうことから考えると継続して使うことが必要ではないかなと、全く、そういうことをすることで非合理的ではないかなと思いますが、どうですか。

○総務部長（屋所克郎君） もう議員の言われることは、十分私もわかります。

ただ、先ほどから繰り返しますが、やはりそこには職員の絡みもないと言われれば、そりゃ私は職員の絡みもあると思いますし、やはり市民の方が市民目線で見た場合にどうかというのが必要となってくるので、そこを考えながら十分検討させていただきたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） よくわかりますが、臨時・非常勤職員ですね、経験年数の、この計算しながら採用していくべきではないかなと思いますが、どうですか。

○総務部長（屋所克郎君） 採用につきましては、採用試験というのがございまして、ある程度のそのルールがございまして、そのルールにのっとって、すいません、採用条件に合う人であれば、その採用試験を受けていただければというふうに思います。

○19番（神村次郎君） 要するに、雇いどめというのは、働いている人たちにとっては雇用不安をおおることになると思う。そのことはどうお考えですか。

○総務部長（屋所克郎君） 先ほどから申していますように、もう議員のおっしゃることは十分わかりますし、雇いどめということになるというふうには理解いたしますが、今まで答弁いたしましたようなことでご理解いただきたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） ご理解もいただいたと思うんですが、（笑声）雇用問題ちゅうのはですね、非常に大きな問題。最初言ったように、行政改革で何十人か合併してからも減らしましたがね。まだ減らすんでしょう。そのことを、私は、問われるべきだと思うんです。

だって、この始良市の市役所ちゅうのは、始良市にとっては、大学、高校を出てくる人たちにとっては最高の就職場所なんです。人数どんどん減らされていきますが、市役所に俺の子どもを、息子を入れたい。たくさんおいやとですよ。おまけに、非常勤でもいいから、保健師で働かしてほしいという人たくさんおられるんですね。

僕は、やっぱり、非正規の、言いました、さっき、今まで議論してきましたけども、処遇改善していくべきだ。行政改革でいうと最高の職場なんです、始良市にとって。行政改革で、このどんどん人を減らしていくことがいいのか、そこは、市長、どうお考えですか。

○市長（笹山義弘君） 私の立場からしますと、別な視点で考えますと、長期臨時職にしても、やはり優秀な人材を登用したいというのは同じでございまして。そういう中で、なかなか、今、条件が厳しくなってきたという中で制度全体を見直しながら、収支バランスを見ていかなければなりません、この市運営のあり方等々も含めて全体的な対策の中で、この問題はもまなければ結論は出てこない

いうふうに思います。

したがって、今後どのように市民福祉サービスを維持しながら体制をつくっていくのかというのは、もう喫緊の課題であろうというふうにも考えますので、このところをしっかりと討議をしながら、いい方向を探っていきたいというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 雇用問題これで終わりますが、ぜひ、日本の、この今置かれた雇用問題を危機的な状況です。その中で公務の部分が始良市では雇用を大事にして、そういう愛があってほしいと思うんですね。ぜひ、そこを追及してほしいなと思います。

それから、子ども・子育て会議条例ですが、質問を申しあげましたこの中で、市民からより多くの意見を聞くためにそういう意味から、条例3条では15人以内の委員数としていますが、枠を広げることとはできないのかお聞きをします。法制上の問題だと思いますが。

○福祉部長（脇田満穂君） 今回、条例ということで提案を今議会にさせていただいております。15人の根拠というのは、国の案の中で15人程度というのがございまして、特に人数的にはこの人数という規定はございません。ただ、およそ国が示している、例えば保育に、子ども・子育てに関する経験を有する方とか、従事している者とか、そういうもの等を当てはめていきましたときにおよそ15人程度と、県内の先行している市町村等も検討しながら、今回決めさせていただきました。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） この種の条例で10人、15人というのはたくさん出てきます。

12月議会でしたかね、市民福祉委員会では自立支援協議会の問題が、委員会の中で相当議論をされました。もっとたくさん入れてほしい、そういう議論をしましたが。

15人の何か決まりがあるんでしょう、根拠じゃないですか。

○福祉部長（脇田満穂君） ただいま申しあげましたように、国の15人とか云々とかいう数字についての明記はございません。

ただ、国が示しているおおよそ三つぐらいの委員を想定して拾ってまいりましたときに、重複しないようにですね、おおよそ十四、五人ぐらいになりました。あと、先行している市町村もおおよそ15人前後でということで、今回15人という形で提案をさせていただいているところでございます。

○19番（神村次郎君） 法制の関係にお聞きをしますが、15人の根拠っていうのは何かあるんですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 申しわけございません、ちょっと、そちらのほうでもちょっと答弁しかねます。

申しわけないです。

○19番（神村次郎君） より広く意見を聞いてほしいんですよ。議員も入ってますが、もう議員は、この人質のようなもんですよ。それより一般市民のですね、入れたほうがいいんですよ。

15人ちゅう枠を引くとですね、8人でもよかわけですよ、あばてんね、そがらし、入れること……、そんなにたくさん入れる必要はないと思いますが、やっぱり意見を反映したい、それから聞きたいということになると、15人ちゅう枠をよくこの条例の中で決めてこられますが、外すことはできないんですかね。法制上。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩いたします。

（午後3時07分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時09分開議）

○総務部総務課長（松元滋美君） お待たせしてすいませんでした。再確認いたしましたが、法制上の根拠というものはございません。人数に関しましては、国で示されている人数を参考にした形での設定ということで、決めていくということになるということでございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） 総合計画をつくるときに、公募までして、より広く意見を求めたんですよ。

まあ、こういう幾つかの個別の問題があるときにも、より広くやっぱり意見を求めるためには、この人数を数値化する必要はないと思うんですよ。そこの担当課で、これこれこういう人たちが来てくれるといい話はたくさん出るんじゃないか、そういう議論をしてほしいんですよ。切ってしまうと、前回12月議会で市民福祉委員会でも請願が出てました。相当議論をしました。数字で括ってしまう方がいいのかなち、私はずっと思っていました。

調理場の問題も、あり方検討委員会で、15人でしたかね、これも。なんですよ。私たちは議論しました、もっと広くしてもいいんじゃないか。

ぜひ、検討してほしいと思います。条例の中で15人とかセットをするんでなくて、適正な委員を適正な委員とする、何かそういう格好でしてほしいと思います。どうですか。

○福祉部長（脇田満穂君） 今回議案第15号という形で、始良市子ども・子育て会議条例の制定の件ということで提案をさせていただいております。その中の組織の第3条ということで、子ども・子育て会議は委員15人以内で組織をするということで、今回提案させていただいております。

先ほど答弁をさせていただきましたように、その第3条の中の2項で（1）から（3）、「学識経験を有する者」、あと「事業に従事している者」、それから「市長が認める者」と、およそこれを、案ですのでこの場でというのはあるんですが、大体、学識経験を有する方の中にも市民の代表の方入っておられます。例えば、ここでは子育て経験のあるという意味で申し上げるならば、母子保健推進委員の代表、あと2番目の従事している方の中では、社会福祉協議会の代表、あと幼稚園の方、保育園の代表の方、児童クラブの代表、これは設置者のほうですね、設置者のほうの代表の方、あと児童クラブの指導員の代表の方、あと、その他市長が認める者という形では小学校のPTAの代表の方、あと幼稚園の保護者の代表、保育園の保護者の代表というような形で、保護者の代表の方も複数名、およそ、こう数えてみますと15人の中で7人ぐらいは、一般の市民の目線の方をお願いしているとい

うふうなふうに考えておりますので、今回はこの提案をさせていただいております。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） まあ、国も、とか、そういう話ではありますが、ぜひ広く議論を、広く意見を求める意味で、あらゆる条例について、15人、数値化をすることをぜひ検討してほしいと思う。

それから、あと一つ、この子育て会議の関係でいうと、お聞きをしますが、組織をされた労働者の代表といいますか、そういう、今でも行政改革の中に入っておられますが、雇用問題とか幾つかの問題に専門的にされているところがありますので、そういう人たちの参加もぜひご検討いただきたいと思いますが、どうですか。

○福祉部長（脇田満穂君） 今回のご提案申し上げてるのは、会議を条例制定というだけでございます。

したがって、会議を随時進めていくなら、4月以降ですけれども、そのような中で、参考人的な形をお願いをするとかそういうことはあり得るかもしれないと、むしろそういう中で、広く意見を拾っていくほうが、この会議が、うまく進むというわけじゃないんですが、広く市民の声を聞くという形ではあり得るのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 終わります。

○議長（玉利道満君） これで、神村次郎議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月4日午前10時から開きます。

(午後3時14分散会)